

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1	令和5年6月19日	令和5年7月12日	国土交通省のパブリック コメント掲載方法の統一 化	パブリックコメントへの掲載方法について、国土交通省にはマニュアルがなく、かつ、担当課のみで掲載の判断をしていると聞く。 そのため、以下の3点について早急に対応願う。 ・パブリックコメントの手続きマニュアルの作成 ・パブリックコメント掲載内容を確認する部署の新設または指定 ・政令、省令、告示の制定、改正のパブコメ時は新旧対照表を掲載	e-Govで省令改正に関するパブリックコメントを確認すると、国土交通省では概要資料だけでパブコメを行っている。 これについて、以前、なぜ新旧対照表でパブコメを行わないのか問い合わせたところ、国交省では大臣官房総務課の法令審査の担当から、概要資料だけでパブコメを行えばいいと言われていると聞いた。(実際にここ1年で国交省が行った省令改正関係の100件近いパブコメで、新旧対照表を掲載して省令改正のパブコメをしているものは、たったの数件だけ。) 他方、法務省や総務省、その他多数の省庁ではは新旧対照表を掲載しており、きちんと改正内容が明確です。 この点について、国交省に指摘すると、国交省では明確なパブコメ手続きのマニュアルがなく、ざっくりとした手続きの流れと総務省からの法令解説のみが共有されており、あとは担当課が大臣官房総務課の判断と聞いている。 そのため、上記の提案を行います。 また、国交省において、過去1年間の省令改正のパブコメを確認しても、百件近くのうち特定の部署で数件だけ新旧対照表を掲載しているだけで、それ以外は概要資料でしかパブコメを行っていない明確な理由の説明を求めます。(例えば、2023年2月28日からパブコメ開始した航空法施行規則の一部改正のパブコメの概要など、具体的な改正内容が全く不明ですが、なぜこれをパブコメで掲載することで国民の意見を反映した改正を行えるのか考えてのか回答してください。) なお、本件に明確な回答が得られない場合は、総務委員会にご参加の議員宛、意見を提出したいと思います。	個人	国土交通省 総務省	行政手続法(平成5年法律第88号)第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示」しなければならないこととされています。 また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないとされています。	行政手続法第39条	現行制度下 で対応可能	行政手続法第39条第1項の「命令等の案」は、同法の逐条解説によれば、「具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令が示されていることが求められるほかは、特段の体裁は定められておらず、命令等制定機関の裁量に委ねられている」と解されています。 具体的かつ明確な内容とは、命令等制定機関として十分な検討を経て練られたもので、当該案を公示する時点で最終的に命令等において定めようと考えている事項が「具体的かつ明確」に記載されている必要があり、例えば、条文そのものや新旧対照表、要綱、又は概要等が想定されます。定めようとする内容の一部の例示や、概括的なものであって定めようとする内容が全て示されていないものは、公示する命令等の案として不十分とされています。 公示する命令等の案の内容については、以上を踏まえた上で命令等制定機関の裁量に委ねられており、また、命令等の性質は多種多様であるところ、国土交通省においては、案件が多く、また関係者との調整に時間がかかる場合がある等の事情により、命令等の案の内容は定まっても、具体的な規定ぶりの文言が定まっておらず、新旧対照表を公示することが困難な場合があります。そのため、ご提案いただいた「政令、省令、告示の制定、改正のパブコメ時は新旧対照表を掲載」することを原則とすることは難しいと考えておりますが、概要資料には国民の理解との齟齬が生じないように、改正内容を可能な限り細かく記載しているところです。ご提案の趣旨を踏まえ、具体的かつ明確に命令等の案の内容を公示するよう、引き続き取り組んでまいります。 また、「パブリックコメントの手続きマニュアルの作成」については、現在も、「パブリックコメントの手続き」に関する資料を省内に周知しており、「パブリックコメント掲載内容を確認する部署の新設または指定」については、政令や省令等の改正担当課以外の部署において、パブリックコメント掲載内容を確認する等の措置を講じているところですが、具体的かつ明確に命令等の案の内容を公示するよう、引き続き努めてまいります。	
2	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークについて	外務省に外向いて在外公館に勤務していますが、外務本省の職員はテレワークを週3日認められているにも関わらず、在外公館の職員は週1日のみ、または基本的に使えないようになっております。特段の理由は示されておりません。 テレワークで業務に支障が無いのであれば、在外公館勤務であっても、テレワークをより活用すべきではないでしょうか。	テレワークは在外公館勤務であっても業務に支障が無いのであれば、本省と同じく3日は認められてしかるべき。合理的理由も示されていないため、理由の無い不利益変更と思われる。	個人	外務省	在外公館勤務職員のテレワークについては、日本国内での勤務とは異なる状況を含むその職務の特性を踏まえ、原則週1日までとしています。なお、週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容等を踏まえ所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。	なし	現行制度下 で対応可能	週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合にはテレワークの申請を承認します。なお、本省・在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。	
3	令和5年6月19日	令和5年7月12日	外務省のテレワークと育児	外務省に外向し、在外公館に勤務しております。単身で育児もしておりますが、日本と比べて学校の夏休みが多く、年休では足りず、上司に相談したが業務上支障が無いにも関わらず、テレワークが認められませんでした。そのため、私のいる国では法律違反であり、治安も必ずしも良くありませんが、子どもだけを家に置いて出勤せざるを得ない日がありました。外務省として、在外公館に勤務する職員にテレワークを許可する基準を不必要に高くし、在外公館に勤務する職員に仕事と育児との両立が困難な状況を強いていることについて改善を求めたいです。	現状では退職を検討せざるを得ません。 外務省は全省庁の人事課に対して、在外公館勤務ではテレワークは認められず、にもかかわらず、多くの国では、学校の休みが日本より格段に多いので、単身で子どもを連れていく職員は採用しない」と説明すべきと思われる。	個人	外務省	在外公館においては、その職務の特性を踏まえ、原則週1日までテレワークの実施が可能です。また、育児等の事情により週2日以上テレワーク実施を希望する職員がいる場合には、当該職員の個別の事情及び業務内容等を踏まえて所属公館の管理職員が実施可否を判断することになっています。	なし	現行制度下 で対応可能	現行制度の下で、在外公館において、原則週1日までのテレワーク実施が可能です。また、週2日以上テレワーク実施を希望する場合には、その実施可否につき管理職員が判断し、可と判断する場合にはテレワークの申請を承認します。なお、本省・在外公館のいずれにおいても、テレワークの実施承認に当たっては、管理職員が、所属課室・公館の業務全体として円滑な実施が確保できるか及び申請者の職場勤務での実態等を総合的に勘案してテレワークの適否を判断します。右制度が適切に運用されるよう、在外公館に対し、引き続き人事当局として周知・指導を徹底してまいります。	
4	令和5年6月19日	令和5年8月24日	転出入による不在者投票の 活性化	今回の統一選では、転出入の多い3月が近く、転出前の自治体へ選挙データが残っていることが多いです。 その場合不在者投票制度を使わなければなりません。不在者投票は結構前から準備せねばならず、かつ自らから申請しないといけません。 よって以下を提案します 転出届を転出前自治体に申請する際に、「転出後、転出前自治体で投票可能な選挙が実行される場合、不在者投票制度を自動で申請、利用する」のチェック欄を創設 チェックされた場合自動で不在者投票枠を設定、投票券を郵送する仕組みを作る。	統一選は春に実行されていますが、春は卒業入学、就職などなど異動する機会が多く、その過程で選挙権の有する自治体も変更されることが多い。 その際に不在者投票などの制度を利用しなければならないが、不在者投票の制度は知名度が低く、かつ申請のハードルが高い。 よって自動で不在者投票の制度が実行されれば、選挙への関心も高まり、投票数、投票率への影響も高まると思われる。	個人	総務省	都道府県議会議員及び知事の選挙については、公職選挙法第9条第3項の規定により、その属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有する者は、その選挙権を有することとされています。これにより、例えば甲県A町で選挙権を有する者が甲県B市に移転し一箇月しか経過していないような場合も、引き続き甲県の区域内に住所を有するため、甲県の議会の議員及び知事の選挙の選挙権を有することとなります。 また、選挙の当日公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由に該当すると見込まれる選挙人が、その登録されている選挙人名簿の属する市町村以外の市町村において投票(滞在地における不在者投票)をしようとする場合、公職選挙法施行令第50条第1項の規定により、選挙の期日の前日までに、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して、直接に、又は郵便等をもって、投票用紙等の交付を請求することとされています。これにより、例えば上記の者が甲県の議会の議員又は知事の選挙において不在者投票を活用する場合、選挙人名簿に登録されているA町の選挙管理委員会に対して投票用紙等の請求をすることとなります。 当該請求を受けた市町村の選挙管理委員会の委員長は、公職選挙法施行令第53条第1項の規定により、選挙人名簿又はその抄本と対照して、その請求をした選挙人が選挙の当日不在者投票事由に該当すると見込まれると認めたときは、直ちに投票用紙等を当該選挙人に対して直接に交付し、又は郵便等をもって発送することとされています。	公職選挙法第9条第3項、第49条第1項 公職選挙法施行令第50条第1項、第53条第1項	その他	仮にご提案内容を実現しようとする場合、選挙人が不在者投票を行う旨の意思表示をする時点(転出時)から選挙の当日まで時間差が大きくなることも想定されることから、選挙管理委員会において、当該選挙人へ投票用紙等を発送する際に、確実な送付のため、当該選挙人の住所等を変更して確認する必要が生じ、選挙管理委員会の事務負担が大きく、投票用紙等の確実な送付の観点からも課題があります。 なお、滞在地における不在者投票の投票用紙等については、投票環境の向上の観点から、令和3年4月より、マイナポータルのオンライン申請サービスである「びったりサービス」を活用できるようにしたところです。 同サービスでは、選挙人はパソコンやスマートフォンを用いて投票用紙等の請求ができるとともに、実際に選挙が行われる際に選挙人自ら投票用紙等の送付先を申告するものであることから、選挙人に確実に投票用紙等を送付することが可能です。 総務省では、「びったりサービス」の活用について、引き続き、各選挙管理委員会の積極的な実施を促してまいりたいと考えています。	
5	令和5年6月19日	令和5年7月12日	厚生労働省検疫所forthの ホームページについて	厚生労働省の運用する海外渡航等の感染症情報ページForthの記載されている検疫所業務年報について、令和2年の年報を早急に掲載する。加えて、新型コロナウイルス感染症の検疫所で実施した事例、事件、結果について具体的に分かりやすいように報告を行う。	厚生労働省の管轄している海外感染症などについて紹介しているForthというホームページについて、業務報告の欄に、令和元年の検疫所業務年報が2022年3月25日に記載されているだけで、令和2年の当該年報が掲載されていない。 過去の実績をみるとおよそ2年後に掲載されているように見受けられるが、令和2年分について、2023年4月10日時点において未だ掲載がされていない。 他方、検疫所ベクターサーベイランスデータ報告は2021年分まで掲載されており、掲載先が厚生労働省のホームページであるが、輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果は令和3年分まで掲載されている。 厚生労働省検疫所において、未だに行政活動を実施し、結果等が掲載されていないのは、検疫業務に関することであると思われる。なぜ、未だ令和2年の検疫所業務年報を掲載できないのか疑問である。 また、新型コロナウイルス感染症が今年5月8日をもって、感染症法5類に移行することが決定しており、総括として新型コロナウイルス感染症の水際対策を厚生労働省検疫所がどのような行政活動を実施し、結果等はどうかだったのか。予算の使い方、法令や厚生労働省の対応の変化、起こった事件等を具体的に国民にわかるようにデータを公開、掲示すべきではないだろうか。	個人	厚生労働省	検疫業務に関する実績の公表に関しては、検疫所ホームページFORTHにおいて、検疫業務、輸入動物届出業務及び輸入食品監視業務の各種統計情報、検疫所の予算額及び決算額等について取りまとめた上で、検疫所業務年報として公表しています。現在、令和元年分までを取りまとめた上で、ホームページに公表しています。	なし	対応	令和2年分以降の検疫所業務年報につきましても、検疫業務に関する実績等の取りまとめが完了次第、FORTHにおいて掲載を予定しております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
6	令和5年6月19日	令和5年7月12日	治療用装具が高額療養費の合算対象となる場合の弾力的な運用	治療用装具の費用の患者負担(代金の3割又は2割)が、69歳未満は21,000円以上となった場合、高額療養費の合算対象となる。また、その場合の合算を行う対象月は、装具の採型・採寸が行われた日の属する月とされている。しかしながら、治療用装具の採型・採寸を月末に行い、翌月に入院した場合は、高額療養費の合算対象とならず、患者負担が増加することとなる。そのため、患者負担を軽減するため、治療用装具の費用の患者負担分の合算対象月については、患者負担が増加しないように、採型・採寸が行われた日の属する月以外にも、治療用装具を装着使用した月も対象となるように改善する。	負傷等により入院治療を行う場合、治療用装具を製作することもあり、また、入院の場合の治療用装具は製作期間も1週間程度を要し、金額もオーダーメイドの場合7万円を超えることもある。治療用装具が7万円を超えた場合、3割の患者負担分は21,000円以上となり、高額療養費の合算対象となり、治療用装具の患者負担分が高額療養費として全額払い戻しとなる。しかしながら、採型・採寸が行われた月と入院月が異なる場合、高額療養費の合算対象とならず、不利益となる。よって、そのよう不利益を解消するため、治療用装具を装着使用した月も高額療養費の合算対象となるように改善する。また、高額療養費の合算対象費は、入院・外来の診療報酬明細書いずれでも可能であるように扱い、不利益が解消されるまでの間は、採型・採寸月と入院月が異なる場合不利益が生じる場合があることを医療機関等に周知するよう、要望します。	個人	厚生労働省	高額療養費は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、被保険者が同一の月にそれぞれ一の病院、診療所、薬局その他の者について受けた療養に係る一部負担金等の額を合算した額から、月ごとの自己負担限度額を超える部分について支給する制度です。高額療養費における治療用装具の取扱いについては、採型・採寸から装着までを一体の行為として解すべきという考え方を踏まえ、「療養が行われた日」を採型・採寸が行われた日としており、その月の一部負担金等に合算することとしています。	国民健康保険法施行令第29条の2	対応不可	「療養が行われた日」について、全国一律の仕組みとして実施している高額療養費の趣旨に鑑みると、治療用装具が採型・採寸から装着までを一体の行為として解すべきという考え方で「療養が行われた日」を採型・採寸が行われた日とする現在の取扱いは一定の合理性があると考えています。また、被保険者が①治療用装具の採型・採寸が行われた日又は②装着した日かを選択することができる仕組みとする場合、他の療養の給付等との公平性や保険者の高額療養費の支給事務が煩雑となり支障をきたすことが考えられるため、対応は困難です。	
7	令和5年6月19日	令和5年7月12日	役員登記に管理番号を付して会社役員欄の公示順序を任意に変更できるようにする	商業登記の役員欄は同じ種類の役員を就任登記がされた順番に記載される。／この方法は紙の登記簿の取扱いをそのままコンピュータに移し替えたものであろう。／会社の歴史を時間軸を基準に公示するという商業登記の役割とも矛盾しない。／しかし、コンピュータ化されて登記記録を編集して証明されるようになった現在、編年体方式に固執する必然性は失われている。／たとえば、現在事項証明書に記載された役員の原因欄がすべて同一年月日の重任であった場合、現在事項として証明される内容は重任日以後の行為に限られるから、その就任年月日の順序で記録する必然性はない。／他方、登記事項証明書の記載順序については、役員を役職順に並べたい。	一という会社側の需要が根強くあり、これを実現するためにわざわざ全員が一旦退任して改めて就任するという迂遠な方法が採られることもある。／こうなると、重任によって公示されるはずの連続性が途切れ、重任を原因として公示する意味も、就任年月日順に公示するという方針も全く無に帰する。／たとえ役員変更登記において同一性を認めて添付書類省略が可能になっても、本来の目的である公示上、役員変更登記前後で各役員の連続性を判別できないからだ。／したがって現在の方法を改め、会社に役員の公示順序を自由に決めさせることで各役員の同一性を担保するほうが公示の体系として優れていると考える。／具体的には、役員就任時、役員ごとに管理番号を付して公示する方法を提案する。／これにより、退任就任のタイミングで氏名変更しても、取締役から監査役に変更されても、同一人であるという事実を担保できる。／会社債権者が役員に対して責任を追及する場合、役員の特定を容易になるだろう。／また、現在は特定役員についての履歴を証明する制度になっていないが、管理番号を導入すれば、管理番号を指定して特定役員の履歴のみを抽出することも可能になる。／退任した代表者が在任中にした代表権行使を裏付けるのに役立つだろう。／現在の就任年月日順も管理番号を並べ替えることで公示される。／需要は少ないだろうが、／仮に会社が異なる管理番号で登記すれば、各種行政手続で役員の連続性が証明できず不利益を生じる。／これにより申請人の負担を増大させることなく就任登記の本人確認を強化することができる。／抵当権の順位変更と同様、1人1000円で変更できればお得である。	商業登記ゲンロン	法務省	会社の役員に関する登記事項については、会社法第911条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項 商業登記規則第1条、別表第5	その他	会社の役員に関する登記事項について、各役員の種類ごと、かつ登記された順序で登記事項証明書等に記載することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられる一方、役員を役職順に並べて公示してほしいというニーズも理解できることです。なお、御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
8	令和5年6月19日	令和5年7月12日	支店登記と支配人登記に管理番号を付して、支配人の記載を支店の記載にぶら下げる	商業登記においては、支店も支配人もそれぞれの表示欄に記載した順序で公示される。／その結果、支店は地域順でも規模順でもなく、支配人も順番がバラバラで、登記年月日が不明な特定の支店や支配人を探すには最初から全部見なければならない。／まして多数の支店と支配人を登記する会社について履歴事項で調査する場合は膨大な手間が発生する。／このような公示上の非効率性は、取引の安全と円滑を目的とする商業登記法の趣旨に反するであろう。／そこで支店区と支配人区とを統合し、支配人の登記を当該支配人が代表権限を有する支店の直下に配置する方法を提案する。／本店を営業所とする支配人は最初に書けばいい。／支配人は特定営業所においてのみ。	一権限を有するから、営業所と支配人とが分離している現在の方式のほうが変である。／一体化すれば支配人の営業所欄が不要になり登記手続が簡素化されるだけでなく、簡潔な公示が可能になり合理的な登記制度になるだろう。／現在の方式である支配人欄に営業所を表示しているのは紙の登記簿時代のなごりであると推測する。／紙の登記簿で支店登記の下に支配人を記録する方法を採用すれば、支配人登記のたびに支店欄について登記簿の余白を確認しなければならないからである。／しかし、コンピュータ化された現在では、支配人を追記してもその分だけ自動的に記載欄が生成されるから何の問題もない。／すなわち、支店区と支配人区との統合は1兆円以上を投じたコンピュータ化の際に実現されるべき課題であったといえる。／そしてコンピュータ化の利点として、登記記録の編集の容易さもある。／支店や支配人を登記された順に公示するのはなく、会社が任意に公示順序を変更できる制度にすれば、少なくとも現在よりは見やすい証明書になるだろう。／そもそも支店登記の有無は事実上の任意で、登記があろうがなかろうが支店でされた行為については会社が責任を負うから、支店として登記された年月日を公示することには意味がない。／したがって、支店登記の順序を会社の任意で並べ替えても支障はないはずである。／この手続は、支店に管理番号を付せば容易である。／抵当権の順位変更申請書のように管理番号を書き並べ、支店の順位を変更するには総支店数×1000円を徴収すればいい。／会社は任意の順番を実現できるし、閲覧者は証明書が見やすくなり、国には手数料が入る。／みんなウハウハ。	商業登記ゲンロン	法務省	支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項については、会社法第911条及び同法第918条の規定により登記しなければならないとされ、当該登記事項については、商業登記規則別表第5に規定された区に登記された順序にしたがって記録されます。	会社法第911条第3項、第918条 商業登記法第44条 商業登記規則第1条、別表第5	対応不可	会社の支配人の登記は、支配人の氏名及び住所並びに支配人を置いた営業所が同一の区に記録されること。また、支店に関する登記事項及び会社の支配人に関する登記事項について、それぞれ別々の区に記録することとした方が、公示上の観点において適当であると考えられることから、御提案の内容についての対応は不要と考えます。	
9	令和5年6月19日	令和5年7月12日	農地情報公開システム(農業委員会サポートシステム)にかかる行政職員の入力省力化	標記システムは会計検査院の指摘等で改修が行われたが、相変わらず入力方法が煩雑であり農業委員会の本来業務を圧迫している。また現地調査に用いるために配布されたタブレットがアンドロイドOSのため、iOSと比較すると操作性や技術的な対応の悪さが浮き彫りとなっている。また農業委員の高齢化や、入力要員となる会計年度任用職員が(自治体によっては)最低賃金以下の報酬体系という待遇の悪さから求人を出しても応募が無いといったマンパワー的な要素も絡まり農政のみの問題では無くなっている。システムやタブレットの使い勝手を良くしてほしい。	令和4年度の行政改革提案112「農地情報と土地登記情報および資産税情報をリアルタイムで連携」を提案した農業委員会の事務局職員です。その際の農水省回答で「(中略)令和3年度より、出し手・受け手の間で同一の内容の権利移転をする場合は、簡便な方法でまとめて情報を入力できるようシステム改修を行ったところ。」とありましたが、実際はシステムから出力したCSVファイルを編集しシステムにそれを取り込む作業です。出力されるデータはある程度絞り込みができるものの横スクロールする量が膨大ため編集したい項目を探すのに時間がかかります。またクライアント端末は画面解像度が低くても操作可能とシステムを開発した全国農業会議所から説明がありましたが、実際は解像度が1920×1080を想定した画面構成となっており、画面右端に操作ボタンが設定されている画面もあり、使用pcが低解像度の場合はブラウザの倍率を80%以下に設定しないといけません。システム上でチェックボックスを使って一括変更が瞬時にできるような機能を実装していただきたいです。タブレット端末は納入が遅れたため、初期設定がうまくいかない事態が発生しています。年度末に納入された自治体では繁忙期であるためタブレットのセットアップに割ける時間がとれず、結果長期間使用していないアカウントとみなされて凍結されてしまい、Googleに再審査請求をしなくてはなりません。再審査請求が却下された自治体もあるとのこと。部署や自治体レベルでは世界規模のGoogle社と対等な交渉はできないので、国でアカウントを一括管理するなど対策をしていただきたいです	個人	農林水産省	農業委員会は、農地法に基づき一筆ごとの農地情報(所有者の氏名、農地の所在、地目や面積等)を記録した農地台帳及び農地に関する地図(以下、これらを合わせて「農地情報等」という。)を整備すると共に、その情報をインターネット等により公表することとされております。このため、農林水産省では、農業委員会が農地情報等を公表できるよう、(一社)全国農業会議所を事業実施主体として農業委員会サポートシステム(旧 農地情報公開システム)を整備・運用しております。また、令和5年4月に施行された改正農業経営基盤強化促進法により農業委員会が地域計画の目標地図の素案作成をすることになったことから、同じく(一社)全国農業会議所を事業実施主体として、農地利用最適化推進委員会等が把握した農地の出し手・受け手の意向情報を登録するためのワンデスクシステムやデータベース等(以下、これらを合わせて「全国データベース」という。)を整備・運用しております。	農地法第52条の2、第52条の3 農地法施行規則第101条、第104条	対応	農業委員会サポートシステムについては、現場にとって使い勝手が良くなるようにするため、全国農業会議所と連携し、令和4年5月にサポートシステム運用報告会議を設置し、農業委員会によるシステムの利用状況や課題を把握した上で、ユーザーインターフェイス等の改善を図ることとしております。タブレットのシステム初期設定は、Googleアカウント以外のメールアドレスによる設定も可能です。この点については、令和5年5月19日付けで全国農業会議所農地・組織対策部長より都道府県農業会議事務局長宛てに事務連絡「タブレット端末のGoogleアカウントの不具合に係るメールアドレス設定の代替策について」が発出されておりますので、ご確認願います。なお、各農業委員会で導入したタブレットについては、全国農業会議所による公募で端末等を決定していますが、タブレットで使用するワンデスクシステムはブラウザを使用したWebシステムとしているため、アンドロイドとiOSによる操作性等に差異はありません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
10	令和5年6月19日	令和5年7月12日	公共交通機関に遅延情報 を自主的に届出させ、 政府が全国で統一した ポータルサイトを運営する	国土交通省の「災害・防災情報」には「リアルタイム情報」として「鉄道各社の状況」というページがある。／「リアルタイム情報」といながらも、全国の鉄道会社の運行情報に関するリンクが貼られているだけ。／東北運輸局の「公共交通機関運行情報」や防災首都圏ネットの「交通機関等運行情報」も同様。／これに対して、九州運輸局の「九州のりものinfo.com」は管轄内公共交通機関の運行情報がリアルタイムで統一的に表示されるらしい。／その目的は同一であるのに、なぜ地方ごとにバラバラな運営がされているのか？／運行情報は日常的に確認されるため、各種ポータルサイトが公共交通機関各社の情報を集めて一覧にしている。／言い換え→	一れば、ポータルサイトとしての集客コンテンツであるがゆえに、各サイトが競って利便性を高めている。／しかし二次情報であるため正確性についての保証はなく、遅延や運休が解消した後には検索することも出来ない。／それゆえに政府が公共交通機関各社から運行情報を吸い上げる仕組みと、その情報を公開する仕組みとを構築しなければならない。／現在の管区単位という縦割りでなく、一元的に。／管区単位では、管区をまたがって生活している国民は両方のサイトをチェックすることになるからだ。／国土交通省は「防災ポータル」の意義を「災害時、見てほしい情報」としているが、災害時にただのリンク集にアクセスされることを想定しているのは、政府が国民を相当の情報弱者とみなしている裏返しと言える。／ユーザーの利便性の問題に加え、災害時には中小企業が多数の運行会社で会社のサーバーが停止するリスクを考慮していない問題もある。／最悪の状況では電話でも電報でも使って政府が一元的に情報を取りまとめなければならないのに、未だに運行会社に丸投げの災害対策になっている。／東日本大震災の教訓が全く生かされていない。／あの教訓は、国土交通省にとっては対岸の火事だったらしい。／災害ポータルを自称するなら、国民が日常的にアクセスするコンテンツを揃えておくべきではないか？／災害という大義名分のもとに報告義務を課す制度もあり得るが、許可でがんじがらめの公共交通機関には行政指導でも機能するだろう。／政府サイトで遅延情報が一元化されれば、個人が遅延証明書を取得・提示する必要もなくなり、そのコストが日本全体で削減されるという経済効果も期待できる。	商業登記ゲ ン ロン	国土交通省	国土交通省では、国土交通本省ホームページに「災害・防災情報」のページを設け、鉄道、航空事業者などの運行情報等のリンクを掲載することにより、リアルタイム情報を提供しています。また、災害発生時には交通機関の運行情報を含む各種被害状況等を取りまとめ、それらの情報は「災害・防災情報」のページで随時公表しています。	なし	検討を予定	制度の現状欄に記載のとおりです。今後もホームページの利便性向上を図るとともに、適切な情報提供に向けた検討を進めてまいります。	
11	令和5年6月19日	令和5年7月12日	行政機関の働き方改革 (時差出勤の手續簡略化)	一定条件のもと行政機関の時差出勤 手續を簡素化することを提案したい。	コロナ対策期間中における某省庁の時差出勤手續は、事前の上長承認と指定管理表更新と比較的簡素であった。だが、本年5月以降の時差出勤手續はフレックス申請による時差出勤手續が原則となり、手續が煩雑化した。時差出勤はコロナ対策期間に関係なく、通勤混雑緩和や多様な働き方に寄与する等のメリットがあるが、手續煩雑化の結果、時差出勤利用者が激減すると推察する。実際小職は手續煩雑化により本年5月の時差出勤は断念した。従ってコロナ禍と同じように、一定条件のもと行政機関の時差出勤手續を簡素化することを提案したい。	個人	人事院	一般職の国家公務員の時差出勤は、1日の勤務時間の長さを変えずに勤務時間の始業時刻を日ごとに弾力的に設定する早出遅出勤務や、職員の申告を考慮して勤務時間を設定するフレックスタイム制等の活用により実施されているものと承知しています。	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成6年法律第33号）	現行制度下で対応可能	時差出勤のための具体的な手續については、人事院において制度上設けているものはなく、各府省においてそれぞれ定めることとされています。（また、人事院において、本年5月以降、時差出勤を行う場合にはフレックスタイム制によることを原則とするなどの取扱いはありません。）各府省における時差出勤の手續については、当該府省の人事担当部局にお問い合わせください。	
12	令和5年6月19日	令和5年7月12日	7.「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報の拡充	財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報は、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号を追加する。	○金融サービスが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与をはじめとした金融犯罪に利用されることを防止するとともに、国連安保理決議等を遵守する観点から、銀行は、取引しようとする先が財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に掲載された対象者でないかを確認している。 ○また、法人と取引しようとする際には、当該法人の実質的支配者の把握に努め、経済制裁措置の対象者が含まれていないかを確認している。 ○財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」に、経済制裁措置の対象者が実質的支配者となっている法人の商号が追加されれば、銀行における法人の実質的支配者の把握負担の軽減につながるほか、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化・効率化に資すると考える。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	財務省	財務省ホームページに掲載している「経済制裁措置及び対象者リスト」は、外務省告示において指定された、外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置の対象者に関する情報について一覧性をもって閲覧可能とするため、外務省告示に記載されている内容を単一のファイルに統合して公表しています。	なし	対応不可	金融機関においては、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき、顧客との間で特定業務のうち特定取引等を行うに際し、当該顧客が法人である場合において、当該法人の実質的支配者の本人特定事項を確認する必要があると承知しております。 外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置に適切に対応するためにも、こうした確認は重要であり、また、金融機関において当該確認を通じて把握した法人顧客の実質的支配者の情報と制裁対象者の情報を照合することは重要と考えております。 なお、財務省「経済制裁措置及び対象者リスト」の情報や当該情報のもととなっている外務省告示には、実質的支配者に関する情報である制裁対象者の代表者や関連団体等に関する情報が既に含まれております。こうした情報を用いて更なるリスク低減措置を行ったとしても、上記の本人特定事項等に係る確認が不要となるものではないと考えております。	
13	令和5年6月19日	令和5年7月12日	10. 出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」の機能拡充	在留外国人の在留期間管理の効率化のため、現状1件ずつの照会とされている出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」につき、一括照会を可能とする。 在留カード番号が変更になった場合、同照会システムで変更前の番号による照会を可能とする。	○「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」に関するよくあるご質問(FAQ)」において、「在留外国人の場合を含め、将来口座の取引の終了が見込まれる場合には、当該口座が売却され、金融犯罪に悪用されるリスクを特定・評価し、適切なリスク低減措置を講ずる必要がある」とされている。 ○これに基づき、銀行は、在留外国人の在留期間を顧客管理システム等により管理し、当該顧客に対し、在留期間を更新しない場合は在留期間満了前に口座を解約すること、および在留期間を更新する場合は更新後の在留期間を届け出ること等を要請している。 ○しかし、在留外国人が失踪や帰国したことにより在留資格を喪失した場合、銀行に在留資格喪失に係る情報が提供されないケースがある。 ○このため、銀行において、出入国在留管理庁「在留カード等番号失効情報照会」を活用し、在留カード番号の有効性(在留資格の有無)を確認することがあるものの、現状1件ずつの照会とされているため、確認作業に時間を要している。複数の在留カード等番号につき、一括照会が可能となれば、在留外国人の在留期間管理の効率化につながる。 ○また、在留カードの再交付により、在留カード番号が変更になった場合、「在留カード等番号失効情報照会」を活用することができないため、変更前の番号による照会(在留資格の有無の確認)を可能としていただきたい。	一般社団法人 全国地方銀行 協会	法務省	失効した留カード及び特別永住者証明書(以下、在留カード等)の番号を確認するための情報を提供しており、当該番号から再交付等で新たな番号が付与された場合については対応していません。また、照会は1件ごとに行う形となっており、複数の照会には対応していません。	出入国管理及び難民認定法施行規則第19条の14	検討を予定	「在留カード等番号失効情報照会」については、把握されている在留カード等の番号が失効しているか否かを確認するためのものであり、それ以上の対応は困難です。 なお、複数の在留カード番号の照会については、技術的な対応の可否やコスト等を確認しつつ、検討を予定しています。	
14	令和5年7月18日	令和5年8月24日	がんや希少・慢性疾患の患者等、一般的に全身管理の必要性が認められる患者に対し選定療養費の減免	現在減免対象が難病医療費助成受給者やHIV患者等に限定されているが、その対象を助成対象外の希少疾患患者やがん患者にも拡大し全身管理が担保された上での保険医療を提供する。	選定療養費の制度概要 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html 現行の制度対象となっている者でも、他科の受診には受診枠の予約以外に紹介状(診療情報提供書)の持参が必要となっているなどで実質的に制度が機能していないと認められる医療機関も存在する。 参考：新潟大学病院HP「本院の受診について(選定療養費について)」 https://www.nuh.niigata-u.ac.jp/gairai/%E6%9C%A0%E9%99%A2%E3%81%AE%E5%8F%97%E8%A8%BA%E3%81%AB%E3%81%A4%E3%81%84%E3%81%A6 こうなった原因としては、窓口業務を担う事務職員が業務委託先の業者からの派遣社員ばかりになり、原則論のみをマニュアル化してそれを順守した応対ができないようにしていることにある。本来、医療機関のフロント業務は臨機応変さが医師以上に求められるが、業務委託の場合会計中心に業務を組み立てるため、患者応対はスクリプト等のマニュアル外の対応は行われていないのが現状だ。また病院側と委託業者側との対話の機会が限定(例：月次で行われる意見交換)されているため、契約外の関係が希薄となり現状を改善することが難しい。	個人	厚生労働省	大病院受診時定額負担については、患者にいわゆる大病院志向がある中で、日常行う診療はかかりつけ機能を担う身近な医療機関で受け、必要に応じて紹介を受けて、患者自身の状態に合った他の医療機関を受診し、さらに逆紹介によって身近な医療機関に戻るという流れをより円滑にする目的から、対象となる医療機関では、紹介状を持たずに外来受診する患者等から、一部負担金(3割負担等)とは別に、特別の料金を徴収することとしているものです。一方で、救急の患者や、国の公費負担医療制度及び特定の疾病又は障害に着目した地方単独の公費負担医療の受給対象者など、やむを得ない事情がある場合には、特別の料金を徴収することは認めておらず、さらに、保険医療機関が当該保険医療機関を直接受診する必要性を特に認めた患者についても、特別の料金の支払を求めないことができることとしており、各保険医療機関において、患者毎に御判断いただくものと考えております。	・健康保険法第70条第3項 ・保険医療機関及び保険医療費担当第規則第5条3項 ・厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養第2条第4号及び第5号 ・療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第1の3 ・「療担規則及び療担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費にかかる厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について	その他	制度の現状欄に記載の通りです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
15	令和5年7月18日	令和5年8月24日	住民票コードの通知廃止について	(案1) 住民基本台帳法第30条の3第3項に規定する住民票コードの書面による通知の廃止 (案2) 1が難しい場合、個人番号通知書に住民票コードを載せることによる通知とする	出生などの際に、住民へ住民票コードを通知しておりますが、現状住民にとっては一部国家試験の際に用いるのみのコードかと認識しております。 本市の住民からは、本市から送付した住民票コード通知書を確認した際、「これは何のコードなのか」「マイナンバーなのか」、「マイナンバーはまだなのか」という問い合わせがあるような現状です。 今後、さらなるマイナンバーの広がりも予想されることから、必要になるのは一部の方であり、出生の際に送った住民票コード通知書を国家資格受験時まで取っているケースのほうが稀であるのではと思われるため、送付事務(人件費・通信運搬費等)の削減のため、当該事務の廃止を提案するものです。	個人	総務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)第22条の規定により、当分の間、住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げる国の機関等(平成29年5月29日時点で住民基本台帳法別表第一の上欄に掲げられていた国の機関又は法人に限る)において、住民票コードをの提供を求めることができることとなっていることから、引き続き出生の際に通知することが必要であると考えられます。 また、マイナンバーの付番にあたっては、市区町村から地方公共団体情報システム機構に対して住民票コードを通知し、地方公共団体情報システム機構からマイナンバーが通知されるといった流れであり、住民票コードの通知を個人番号と同時に住民票コードを通知していたのでは、住民票コードの通知が遅れてしまうため、別途通知するものとしております。	住民基本台帳法第30条の3第3項 同法第30条の37第1項 番号利用法第8条第1項、第2項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第22条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
17	令和5年7月18日	令和5年8月24日	狩猟免許試験受験の広域化	現在は住民票のある都道府県でしか受験できないが、その制限を解除し、どこでも受験できるようにする。	東京都など人口の多い場所では、受験者が多く、受験の申請段階で抽選となっている現状がある。 国家資格を受験するのに、入り口で抽選するのはおかしいのでは。 本来的には他部署から応援してもらうなどして、受験の機会を確保すべき案件であるが、組織として試験に対応できないのであれば、試験を広域化すれば受験者数の偏りにも柔軟に対応できるのではないだろうか。 国家資格ではあるものの、許認可は都道府県知事となっているので、住民票と違う県での受験と狩猟免許の許可については、さらなる検討が必要だと思われる。	個人	環境省	鳥獣保護管理法において、狩猟免許を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する都道府県知事に申請し、管轄都道府県知事の行う狩猟免許試験を受けることと規定されています。また、管轄都道府県知事は、狩猟免許試験の合格者に狩猟免許を交付することとされています。 狩猟免許制度は、自治事務であるため、狩猟免許試験の実施方法については、鳥獣保護管理法及び同法施行規則で規定していること以外の詳細は、都道府県の判断によります。	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第四十一条、第四十三条、第四十八条 同法施行規則(平成十四年環境省令第二十八号)第四十八条、第五十一条から五十五条まで	対応不可	狩猟免許試験の受験と狩猟免許の交付について、住所地を管轄する都道府県以外での実施を認めた場合、狩猟者の住所変更等の情報を都道府県が管理する狩猟者台帳に適切に反映することが困難になる等、都道府県が行う事務手続きに支障が生じるため、緩和は困難です。なお、狩猟免許試験は、都道府県毎に行われる自治事務であるところ、東京都では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために行った人数制限を緩和するなど受験者数を増やす対応をしていることを聞いております。また国としても、都道府県に対し、複数開催や開催場所の分散、休日開催に努めるように呼びかけています。	
18	令和5年7月18日	令和5年8月24日	共同担保目録に記載された複数の不動産に各別の申請があった場合、受付番号の先後にかかわらず処理すること	住宅販売会社が所有する土地A、B、Cが共同担保関係にあり、A、Bが順次売却されて登記申請されたとする。／このときA、Bの登記の順序について、規則59条は受付番号の順序に従って登記を規定するがこれは訓示規定であり、実務上もすべての登記を受付番号順に処理できるものではない。／他方、A、Bの登記申請には共同担保目録が共通するため、共同担保目録が法20条のいう「同一の不動産」に該当するのであれば強行規定である同条によって土地Aの登記が完了後にBの登記をすることになるが、法2条1号は「不動産」を「土地又は建物をいう」とするからその適用もない。／そうすると、A、Bの登記の順序には義務規定がなく、他の登記→	→申請と同様に処理しなければならないはずである。／ところが、実務上は、共同担保目録が共通する場合、先に申請された登記が完了するまでは他の共同担保不動産の登記申請は保留されることになっている。／この慣行はBの登記申請を迅速に処理するという点で非効率である。／たとえば、先にされた共同担保不動産の登記申請に不備があって補正になっていたり、権利証が提出されずに事前通知手続になっていたりして処理が停滞すれば、後にされた共同担保不動産の登記申請の処理もストップする。／遅延していた前の不動産の登記が完了しても、後の不動産について完了しなければ共同担保目録について証明書を発行する事務でも遅延が生じる。／この不都合は、すべて共同担保目録を「不動産」として扱っているからである。／しかし、法2条1号が定める通り共同担保目録は不動産ではない上、共同担保目録の効力としてみても、或る共同担保不動産についての登記申請が完了する前に別の共同担保不動産について登記申請がされた場合、すべての登記申請が完了するまで当該共同担保目録の証明書の発行が停止されるから、どの不動産について先に処理するかは問わないはずである。／したがって、現在のルールを変更してBの申請をAの申請とは独立して処理しても、現在の共同担保目録の証明書発行手続には影響を及ぼさない。／そこで、共同担保目録が共通する不動産について各別に登記申請がされた場合は受付番号の先後にかかわらず、他の登記申請と同様に、訓示規定を無視して処理すべきであると考える。／この変更により共同担保関係にある不動産の登記申請は迅速に処理されるであろう。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産の登記は、受付番号の順序に従って登記するものとされています。	不動産登記規則第58条	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりです。	
19	令和5年7月18日	令和5年8月24日	消防指導下実施の訓練時の警察への道路使用許可申請の免除	消防指導下で地域住民に依り実施される消火訓練の度に、警察より毎回提出を求められる道路使用許可申請の免除の制度化を求めます。 具体的には『消防指導下で定期的に行われる小規模で完結する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練は、警察への道路使用申請を不要とする。』	<現状> 地域防災力強化の為に船橋市にある当町会では、毎年1回新しい班長を対象に消火栓とスタンドパイプを利用した消火訓練を地域の生活道路で実施しています。実際の訓練時間は2時間程度ですが、毎回訓練の為に消防への各種資料を添付した訓練要請文書を作成提出すると共に、地元警察への道路使用許可申請書の提出を求められます。このお役所の為の事務手続きの為に最低消防署へ3回、警察署へ2回出向かされております。 道路使用許可がオンライン化されたにも関わらず、自治会活動は対象外とされ当然の様に窓口に来る事を求められます。数年前に警察に道路使用料免除を認めさせるだけでも市、消防、警察との調整に膨大な時間を費やされました。 <効果> 消防警察の無駄な事務作業を削減させられると共に、なり手の少ない全国の自治会役員が本来の地域力、防災力強化に注力する事が出来ます。 自治会を支えて来た地元有志の高齢化が急速に進んでおり、地域防災力を持ってない自治組織が存在意義を無くして崩壊してしまう事を少なからず抑制する事が出来ます。 ※ 手続き資料の提出があれば提供可能です。	個人	警察庁	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものに関して、道路交通の安全・円滑の確保との調整を図るための制度です。 道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為で、交通の妨害となり、又は交通に危険を生じさせるおそれのあるものは、一般的に禁止されていますが、この内、それ自体は社会的な価値を有することから、一定の要件を備えていれば、警察署長の許可によって、その禁止が解除される行為を、道路使用許可が必要な行為として道路交通法第77条第1項に定めています。 なお、一般的に、消防訓練については、道路交通法第77条第4号の規定に基づき、都道府県公安委員会規則により、要許可行為として定められています。	道路交通法第77条、第78条 道路交通法施行規則第10条 都道府県公安委員会規則	対応不可	「消防指導下で定期的に行われる小規模で完結する周辺交通に大きな影響を与えない消火訓練」に係る道路使用許可申請を免除する旨の御提案をいただきましたが、消防訓練は、社会的な価値を有するものの、一般的に、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為であり、一般交通に著しい影響を及ぼすことから、そもそも道路使用許可が必要になるか否かを含め、道路使用を許可するか否かについて、当該行為を行う場所を管轄する警察署長による、道路状況、交通量、道路使用の行為の態様等に応じた個別具体的な判断が必要となります。 したがって、御提案のような道路使用許可申請の免除の制度を設けることは困難です。 なお、例年実施している訓練で、その場所・期間・方法・形態が同一のものに係る道路使用許可については、警察行政手続サイトを利用しての申請を可能とすることで申請者の方の負担軽減を図っているところですので、当該申請において同サイトを利用することの可否について警察署や都道府県警察本部まで御相談ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
20	令和5年7月18日	令和5年8月24日	独占禁止法相談ネット ワークを相談しやすい体 制に変えてほしい	公正取引委員会が運営している独占 禁止法相談ネットワークについて、事 業者団体以外の中立的な立場の団 体・機関も相談窓口に加え、独占禁止 法に関する相談をしやすいものにして ほしい。	令和5年5月現在、公正取引委員会が運営している独占禁止法相談ネットワ ークで相談窓口として掲載されているのは、商工会・商工会議所のみである。 商工会・商工会議所は、企業を構成員とする事業者団体であり、独占禁止法 に関する相談をしにくいことがある。例えば、談合やカルテルに関する相談をし たい場合、その当時当事企業が商工会・商工会議所の役員企業であることも珍 しくないし、独占禁止法で禁止する談合等への関与が明らかになったとして役 員の辞任に至った例もある。また、下請法に関する相談をしたときも同じ相談 したい下請取引の親事業者にあたる企業が商工会・商工会議所の役員企 業であることも珍しくない。 商工会・商工会議所の相談窓口の職員には、法律上の守秘義務はない、小規 模事業者支援法に基づく指針では秘密保持の必要性は謳われているものの 強制力はなく、また、あくまで組織としての商工会・商工会議所に秘密保持を求 めているのであって、組織内で情報共有（商工会等の相談窓口職員から当該 商工会等の役員への情報共有）されることは防げない。 現状の体制では、独占禁止法や下請法違反の相談をしようとしていることが当 事者企業に知られることをおそれ、独占禁止法相談ネットワークを利用できな い。また、独占禁止法で禁止する談合等への関与が明らかになったとして役員 の辞任に至った商工会・商工会議所もあるが、そのような場合も相談ネット ワークからの除外措置がなされることもないので、余計に心配が募る。 独占禁止法・下請法に関する相談をしやすいように、事業者団体ではない 中立的な立場の団体・機関も相談窓口に加えていただきたい。	個人事業主	公正取引委員 会	1 「独占禁止法相談ネットワーク」 公正取引委員会では、商工会議所及び商工会の協力を得て、「独占禁止法相談ネットワーク」 を構築し、その活用を図っています。これは、中小事業者からの独占禁止法等に関する相談等 への適切な対応が強く要請されていることを踏まえ、平成10年から実施しているものです。 具体的には、商工会議所及び商工会が有する中小事業者等に対する相談窓口において独占 禁止法及び下請法の相談も受け付け、公正取引委員会に取り次ぐことにより、中小事業者等 が、独占禁止法等についてより容易・身近に相談できる体制を整備しています。現在、独占禁 止法相談ネットワークの相談窓口は、全国に約2,200か所（※）設置されています。 （※）商工会議所516か所、商工会等1,714か所（全国商工会連合会1、都道府県商工会連合 会47、商工会1,635、広域指導センター31）の計2,230か所（令和5年3月末時点）。 2 公正取引委員会における相談及び申告受付 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行おう とする行為が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下 請法に違反する事実があると料する者からのその事実の報告等（以下「申告」といいます。） を受け付けています。 相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付け ています。 相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮し、電話等で相談 内容を御説明いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則 として非公表としています（なお、相談者・相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が 書面で回答する相談方法も選択可能です。）。 申告についても、申告した者が外部の者に特定されないことがないよう、申告に係る情報を厳重 に管理して調査を行っています。	(守秘義務)国家公務 員法第100条第1項、 独占禁止法第39条 (申告)同法第45条第 1項	現行制度下 で対応可能	公正取引委員会が運営している「独占禁止法相談ネットワーク」では、商工会議所及び商工会 に相談窓口を設置し、中小事業者等の皆様がより容易・身近に相談できる体制を整備していま すが、事業者等の皆様が公正取引委員会の担当窓口直接向けアクセスいただくことももちろん 可能です。 公正取引委員会では、本局及び8つの地方事務所等において、①事業者等が今後自ら行おう とする行為が独占禁止法上・下請法上問題となるかどうかについての相談、②独占禁止法・下 請法に違反する事実があると料する者からのその事実の報告等（以下「申告」といいます。） を受け付けています。 相談や申告については、来庁による受付だけでなく、電話、書面、電子メール等でも受け付け ていますので、遠方の方でも容易に相談又は申告いただけます（各窓口の詳細は、公正取引 委員会のウェブサイトにて御案内しております。）。 相談については、相談者の負担軽減、相談者・相談内容の秘匿性等に配慮しており、電話等 で相談内容を御説明いただき、原則として口頭で回答を行っており、相談内容等について原則 として非公表としていますので、安心して相談いただけます（なお、御希望であれば、相談者・ 相談内容を原則公表することを条件に公正取引委員会が書面で回答する相談方法を選択す ることも可能です。）。 また、申告についても、申告した者が外部の者に特定されることがないよう、申告に係る情報を 厳重に管理して調査を行っていますので、安心して申告いただけます。 「独占禁止法相談ネットワーク」は、中小事業者等の皆様が公正取引委員会以外にも相談でき る窓口体制を整備する目的で運営しているものですが、御不安等ございましたら、お近くの公 正取引委員会担当窓口まで御遠慮なく相談又は申告いただければと思います。	
21	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記すべき事項をQR コード提出	商業登記申請等の登記すべき事項を、 電磁的記録媒体に記録して提出方法 がありますが、昨今は電磁的記録装置 の無いパソコンが増えてきます。 そこで、登記すべき事項をQRコード （二次元バーコード）化して、提出する 方法を追加していただきたいと思いま す。	商業登記申請等で、電子証明書がない人でも申請用総合ソフトを使用してQR コード（二次元バーコード）付き書面申請ができますが、申請者IDの取得、ソフト のインストールなどが必要となります。 そもそも、登記すべき事項だけでなく、1000文字毎にQRコード化するなど の方法が有効ではないでしょうか。（QRコード・モデル2であれば、漢字1817 字まで対応） USBメモリーやクラウドストレージの発達により、CD-R・DVD-Rが非搭載 のパソコンが増加しております。 登記官の負担軽減と入力ミスを減らし、円滑な事件処理が可能かと思います。	個人	法務省	商業登記の申請における登記すべき事項については、当該事項を記録した電磁的記録を記 録した電磁的記録媒体を登記申請書とともに提出することができます。	商業登記法第17条第 3項 商業登記規則第35条 の3第1項	その他	御提案の内容については、システム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要 と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
22	令和5年7月18日	令和5年8月24日	登記手続における包括委 任状の要件と事前審査の 要否を明らかにすること	登記申請は登記された代表権限ある 者が行うことが原則である。／他方、代 表権限ある者が作成した委任状を添付 することにより代理人が登記申請する ことも可能である。／ただし、この委任 状には当該登記申請の内容を具体的に 記載する必要があるとされる。／しか し其の例外として個別的な通達で包括 委任状が認められており、銀行などが 使用人である支店長を代理人とした委 任状を使用できるかを照会し法務省が 通達を出している。／法務省は、支配 人類似の広範な権限を有する使用人 に対してはそれと類似の代理権を与え 得るとする。／この手続が不透明であ るのは次の2点である。／其の壹、照 会を受けた会社の支店長が実際に支配 人類似の権限を→	一有しているかどのように審査するのか？／会社の内規を提出させて一々法 務省が包括委任状の可否を決定するのは、ただの無駄であろう。／そもそも会社 法で会社使用人の権限が規定された現在、使用人であれば相応の権限が あると推定でき、会社の業務の一環として当該登記申請をしているとみなすべ きではないか？／委任状の真実性は登記制度全体の裏印と認印との使い分 けによって解決すべきである。／現行の包括委任状の取扱いにしても、受任者 が使用人でありかつ支店長であることの証明が求められることはない。／すな わち、どのような委任状であっても代表者の会社裏印の有無のみで判断され るのであり、委任事項が個別的か包括的かは問題にされないのが実務であ る。／其の貳、いくつかの銀行が通達によって包括委任状の使用を認めら れているが、ではそれ以外の会社は包括委任をしてはならないのか？／会社 ごとに通達の個別審査が必要であるとすれば、あらゆる会社が包括委任状の 審査を申し込まねばならず、通達という制度が崩壊するであろう。／すでに発 出された通達にはすでに個別的な効力はなく、「包括委任状の使用は可能で ある」という一般論として考えるべきである。／すなわち、包括委任状を個別通 達で認めていることは実質を伴わないタテマ論に過ぎない。／それは新法で 切り捨てられた、旧法の当事者出頭主義とか即日補正とかの形骸化した原則 論と同様である。／会社の使用人が会社の登記をするのにそもそも委任状が 必要かという議論は措くとしても、会社が使用人に代理権を授与しその提示を 受けた第三者が使用人の役職を審査するのは私的自治を拡張する代理制度 の趣旨に反すると考える。	商業登記ゲン ロン	法務省	包括委任状は、法令上業務の一部を他の金融機関に委託することができることとされている 場合や受任者との関係が法令上代理関係と視し得るような場合に限り、例外的に認められ ています。 また、包括委任状により誤った登記がなされることを防止するため、個々の会社等の包括委 任状については、事前にその内容について審査を受けた上で、これを個々の登記の申請に用 いることができるとされています。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
23	令和5年7月18日	令和5年8月24日	子ども・子育て支援交付 金の実績報告を裏付けす 証拠書類等の雛形や作 成保存マニュアルを策定 してほしい	子ども・子育て支援交付金(放課後児 童健全育成事業)の国庫補助金の申請 全般に関して、最終的には会計検査院 の検査までを含めて、事業遂行におけ る証拠書類等の作成は必須ではある が、どの程度までの準備し作成し保管 するのが明確には定められてはおら ず、試行錯誤しながらことに当たってい るのが現状であります。	問題点は国庫補助金運用の原則に従ってどのような書類書類等が必要なの か？それがよくわからないことです。 まずは、国庫補助金関連の法令や補助金交付要綱などから、実績報告書に 記載された内容を担保する証拠書類とは何かを明確にし、書類書類を作成す ること・収集すること・保管すること、その段階ごとの必要事項や法律等の条 文番号、注意点をまとめたマニュアル、チェックリスト、書証拠書類様式 の雛形等、を通知・事務連絡・FAQなどとしてweb公開してほしいものです。 マニュアル等を明確に定めることにより、国庫補助金申請のための事務負担 が大幅に削減されます。	個人	こども家庭庁	放課後児童健全育成事業については、子ども・子育て支援交付金の交付要綱において、国に 対する実績報告を求めており、事業の実施主体の市町村(委託を行った場合、委託先の事業者 等)から都道府県を経由して国へ実績報告を行う必要があります。 当該交付要綱においては、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理・保管すること としており、実績報告の内容を担保するため、各自治体における運用において、領収書や契約 書等の必要な証拠書類を事業者等に求めるなど証拠書類の適切な管理がなされているものと 承知しています。	子ども・子育て支援交 付金交付要綱	対応不可	左記のとおり、各自治体が運用のなかで必要な証拠書類を事業者等に求めているものと承知 しており、国から証拠書類として必要なものを具体的に明示することは困難、かつ適切でない と考えます。 そのうえで当事業に限らず、補助金の実績報告に必要な証拠書類としては、例えば領収書や 契約書など歳入及び歳出に係る書類は基本的に全て保管することが一般的に求められるもの と承知しており、そのためのマニュアルを作成する必要性が低いと認識しています。 以上より国が一律にマニュアル等を作成するものではないと考えるため、事業所が所在する市 町村と御相談いただき、委託等を受けて事業を実施する上で必要となる証拠書類等について 御確認ください。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
24	令和5年7月18日	令和5年8月24日	猟銃所持許可の住所変更の際に必要な書類の簡略化	住所変更の際に必要な書類を簡略化する	各都道府県によって手続きが異なるかもしれないが、猟銃所持許可の住所変更の際に、住民票の写しの原本（役場で交付されたもの）の提出を求められた。 現住所の確認という情報であれば、住民票の提示やコピー、運転免許証やマイナンバーカードの確認で済むのではないか。 例えば軽自動車のナンバー変更は、コピーの提出となっている。 これらの手続きは各都道府県の警察ではあるが、行政手続き簡略化の通知を、国（警察庁）から発出して欲しい。 経済的又は社会的な効果については、住民票交付の時間と費用のコストが減る。	個人	警察庁	許可証の書換えを受けようとする場合は、銃砲等又は刀剣類所持許可証書換申請書及び書換えを受けようとする事項が記載された許可証を住所地を管轄する都道府県公安委員会に提出しなければならず、住所地の変更に伴う書換えの際は、同申請書に住民票の写しを添えることとなっています。	銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第32条	対応不可	運転免許と異なり、猟銃の所持許可には、様々な欠格事由が設けられています。 そのため、猟銃の所持許可申請時は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条に掲げる欠格事由を確認するための一書類として、住民票の写し（本籍の記載のあるものに限る）の提出を求めており、また、許可者にその内容の変更があった場合においても、必要な確認を行うため、同様の書類の提出を求めています。 以上を踏まえれば、同書類に替えて（本籍等の記載のない）マイナンバーカードや運転免許証の確認を可とすることは困難です。 また、本籍の記載のある住民票については、事後的に真正性を含めて確認することが想定されることから、添付に代えて提示やコピーの提出を可とすることは困難です。	
25	令和5年7月18日	令和5年8月24日	軽自動車の住所変更（個人使用）に必要な書類の簡略化	住所確認の方法を、運転免許証がマイナンバーカードの提示でも可能とする。	現在、住所変更の確認書類として、住民票の写しか印鑑（登録）証明書の提出が必要となっている。 https://www.keikenkyo.or.jp/procedures/procedures_000037.html これを運転免許証がマイナンバーカードの提示でも良いとする。 住所情報の確認は、窓口内でのスキャンやカード読み取り機により行う。 想定される経済的又は社会的な効果は、住民票等の交付手続きの行政コスト、申請者の時間と費用コストの削減が見込まれる。	個人	国土交通省	住所変更の確認書類として、住民票の写し、又は、印鑑（登録）証明書の提出を求めています。	道路運送車両法第67条	検討を予定	○マイナンバーカードについては、今後、実装に向けて必要な検討を行っていく予定です。 ○なお、運転免許証については、住所変更の確認にあたり公的個人認証サービス（JPKI）との連携がなされていないことから、現時点では活用は困難です。	
26	令和5年8月22日	令和5年10月18日	現在は3万円未満とされている収入印紙規定を、キャッシュレス納付の追加に合わせて無制限に改正する	法務省の「○登録免許税はどのような方法で納付しなければならないのですか？」では冒頭で「登録免許税は、原則として現金で納付することになります。」と説明し、現金納付が原則であることを宣言する。／現金納付は登録免許税法で最初に規定される方法であり、法律の説明としては間違っていない。 ／しかし、実際には印紙納付が原則化しており、現金納付は例外的である。 ／この説明を読んだ一般人はどのように現金で支払えばいいのか頭を悩ませることになる。／なぜなら、この説明書きには具体的な納付方法の記載がなく、「登録免許税の納付方法の詳細については、最寄りの法務局又は地方法務局にお尋ねください。」と問い合わせを要求している一	一からである。／法務局に問い合わせるなら、何のためにこの文書を作成したのか？／申請人には問い合わせの手間を掛けさせ、法務局側には回答する作業を増やしていて、説明として全く意味をなしていない。／一般人に対して登録免許税法の建前を説明しても意味がなく、申請手順の一環として実務を説明すべきである。／そして、これまた法の建前として「登録免許税の額が30、000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。」と書かれているが、実際には3万円以上でも納付が可能です。／登録免許税法第22条は印紙納付は3万円以下であるものの「その他政令で定める場合」には3万円以上でも納付できるとし、施行令29条1号で「登記所の近傍に収納機関が存在しない」場合がそれに当たるからである。／この「登記所の近傍」とは、S45.12.8第4791号通達により「登記所から50m以内に日銀代理店がない場合」とされている。／それでは、50m以内に日銀代理店がある登記所は全国でいくつあるのか？／仮にそうした登記所が存在したとしても、その登記所だけ3万円以上の印紙納付を認めないわけにはいかず、施行令29条3号の「特別の事情があると登記機関が認めた場合」として認めるしかないであろう。／そうすると、少なくとも登記手続においては、3万円に限定した規定はそもそも不要である。／印紙制度の不合理を糊塗するために意味不明な制度が積み上げられていく。／窓口電子納付を始めるついでにココも改正して、上記意味不明な文書を改めるべきではないか？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登録免許税は、原則として現金納付の方法によりますが、登記等を受ける者は、当該登記等につき課されるべき登録免許税の額が三万円以下である場合その他の政令で定める場合には、当該登録免許税の額に相当する金額の印紙を当該登記等の申請書に貼り付けて登記官署等に提出することにより、国に納付することができます。	登録免許税法第21条、登録免許税法第22条、登録免許税法施行令第29条	対応不可	登録免許税の納入方法の原則は現金納付であり、例外として一定条件のもと印紙納付が認められているものであり、対応は困難です。	
27	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国家公務員経験者採用等の履歴書様式等の運用の統一について	各省庁において、常勤職員、期間業務職員、非常勤職員の採用にあたって、履歴書・身上申立書等の様式について統一するとともに、作成・提出方法についても、近年デジタル化も進んでいることから「自筆」や「郵送」に限ることなく、ワードやエクセルでの履歴書の作成やメールでの送付など時代に合ったものとする。	○国家公務員の採用にあたり、各省庁では履歴書等の提出を求めているが、求める様式に統一性がない。 1)令和2年7月に日本規格協会が、JIS規格の解説の様式例から履歴書の様式例を求めている省庁がある。 2)上記に伴い令和3年4月に厚生労働省が新たな履歴書の様式例を作成し、その中で「性別欄」は任意記載欄とされたほか、「通勤時間」「扶養家族数（配偶者を除く）」「配偶者」「配偶者の扶養義務」の各欄についてもプライバシーの要素が非常に高い情報であることから各欄は削除されましたにもかかわらず、引き続き記入を求めている省庁がある。 国として公正な採用選考への理解を深めるさまざまな取り組みを実施するにあたり、各省庁が実施する採用試験における履歴書様式についても当該様式例の趣旨を踏まえたものとするべきです。 ○「賞罰」欄については、上記厚労省の様式例では求められていないが、公務員という職務上、公平性を保つうえで、賞罰の確認は必要であることから、非常勤職員の採用を除き、賞罰の確認を必須とし、人事院において国家公務員採用にあたっての履歴書様式例を作成、配布することで、公平な採用に臨んでいただきたい。 ○一部の省庁では、履歴書を自筆に限っていたり、簡易書留による郵送が求められており、パソコン操作が求められるなか、提出方法が郵送に限られるのは時勢に遅れている。 ○提出した書類についても、返却なのか返却できないのか。返却できないのであれば廃棄されるのか、当該省庁で保存されるのか取扱いについてはっきりしてもらいたい。	個人	人事院	国家公務員の採用については、採用試験による採用であれば人事院規則8－12（職員の任免）第8条に基づき各府省で実施される面接の結果を考慮し行われます。また、各府省の選考による採用であれば、同規則第21条第2号に基づき人物試験等による能力実証を実施することとされています。 面接及び人物試験等の実施に当たり選考される者から提出することとなる履歴書等について、制度上その様式や提出方法について統一的な基準はありませんが、各府省の選考による採用に際し、選考される者に「性別欄」が設けられている履歴書の提出を求めている事例や、応募・提出方法が郵送に限られているような事例を確認した場合には、人事院から各府省への指摘等を行っています。 なお、選考される者から提出された資料については、各府省において定める行政文書管理規程等に基づき適切に管理されているものと承知しています。	人事院規則8－12（職員の任免）第8条及び第21条第2号等	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
28	令和5年8月22日	令和5年9月13日	特別児童扶養手当に 関する書類への押印廃止に ついて	市町村職員です。特別児童扶養手当 に関する書類への押印の廃止を提案 します。 特別児童扶養手当に関して、請求者か らの押印は廃止されましたが、市町村 長印はの押印は廃止されておりませ ん。令和5年6月現在、国、都道府県 及び市町村の間での書類のやりとり については、ほとんどすべての手続きに おいて押印が不要となりましたが、特 別児童扶養手当に関する手続きは、引 き続き押印が必要です。市町村が決裁 手続きを踏まえて都道府県へ進達する 書類に関して、わざわざ市町村長が証 明のために押印しなければならない合 理的理由はないと考えます。	提案理由は、事務処理の効率化のためです。 請求者から提出された書類を速やかに都道府県宛てに進達するのが市町村 の役割ですが、押印が必要なために事務処理のプロセスが一つ増え、タイム ロスが生じています。都道府県にも審査のスケジュールがあるため、市町村の 進達日が1日遅れるだけで、1か月以上のタイムロスが生じることがあります。 結果的に、請求者に対して速やかに結果を伝えることができない状況となり、 不利益が生じています。 また、市町村の立場としても、押印のために必要な事務処理プロセス及び実際 の押印に要する時間が省略ができることで、事務処理が大幅に軽減されます。 例として私の勤める自治体では、押印をするためには別棟にある総務担当課 に歩いて出向き、承認を得る必要があり、往復するだけで少なくとも10分を要 します。また、一度に200〜300枚に押印をする必要がある場合もあり、これ にも相当な時間を要します。 押印を廃止することで、請求者にとっても、市町村職員にとっても大きなメリット があります。障害のある方ご家族を支援するための制度であることから、迅 速な対応が求められます。前向きな検討をお願いしたいと考えます。	個人	厚生労働省	特別児童扶養手当の認定請求書等については、認定主体である都道府県に市区町村が進達 を行う際、各書類について審査したことを確認するために市区町村長名とともに押印を求めて います。	特別児童扶養手当の 支給に関する法律施 行規則 特別児童扶養手当認 定請求書(様式第一 号(第一案関係))、特 別児童扶養手当所得 状況届(様式第六号 (第四案関係))等、各 号様式	対応	「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」(令和2年12月18日閣議決定)を踏まえ、 押印欄を廃止することとし、令和5年度中を目途に所要の改正を行う予定です。	
29	令和5年8月22日	令和5年9月13日	抵当権抹消を法務省の解 説通りにオンライン申請し たが登記識別情報の暗 号化の委任がなかった場 合の救済措置	法務省のYouTubeチャンネルにある 「動画でわかるオンライン登記申請(抵 当権抹消登記編)」は一般人が抵当権 抹消登記申請をオンラインで行うため の解説動画である。／この動画は抵当 権者である金融機関向けではなく、設 定者である一般人に向けた内容になっ ている。／動画で抵当権抹消登記手続 のすべてを解説することはできないか ら、基本的な内容に限定するのはやむ を得ない。／しかしこの動画では、オン ライン申請をする前提として、抵当権者 の委任状に「登記識別情報の暗号化 の委任」が必要であることは全く触れ てない。／民事局長通達によって抵当 権者の委任状に「暗号化」の委任事項 がなければオンライン申請はできな い、一	一してはならないにもかかわらず、法務省はこれについて動画の内容でも概要 欄でも説明をしていない。／暗号化通達が発出されたのは2008年でこの動画 の公開は2018年であるから、当然に通達の内容を踏まえた動画であろう。／そ うであるにもかかわらず、法務省の解説動画は「「登記識別情報の暗号化」の 委任がない場合はオンライン申請できません」とは説明していない。／なぜ、法 務省はオンライン申請できない申請人を除外することなく、すべての申請人に 対してオンライン申請を勧めるのか？／これでは法務省の間違った説明を真 に受けてカードリーダーを購入し、ソフトをインストールしてオンライン申請した にもかかわらず、「暗号化」の委任がないためにオンライン申請を取り下げて書 面申請し直さなければならぬ申請人も出てくるだろう。／使い道もないカード リーダーを買わされた申請人は国家賠償請求できるんですかね？／少なくと も、このような誤った教示がされた場合の救済措置を用意すべきではないか？ ／たとえば、否、暗号化の委任を不要にする、三、登記識別情報の書面提供を 認める、参、登記官が抵当権者に電話して暗号化の委任の意思を確認する、 などの方法である。／そもそもオンライン申請で登記識別情報を送信しなけれ ばならない必然性はないし、登記識別情報を知る権限のない設定者が抵当権 者の登記識別情報を間違わずに送信したにもかかわらず「知る権限」を与えら れてないという想定が荒唐無稽である。／金融機関にしても客に登記識別情 報通知書を渡した時点でどのように使おうが気にするはずもなく、あらかじめ法 務省が金融機関に暗号化の包括的な意思確認をすれば済む話だろう。	商業登記ゲン ロン	法務省	御指摘のとおり、「動画でわかるオンライン登記申請(抵当権抹消登記編)」では、抵当権者の 委任状に「登記識別情報の暗号化の委任」が必要であることを説明していません。	なし	対応不可	動画で抵当権抹消登記手続の全てを解説することは困難です。	
30	令和5年8月22日	令和5年9月13日	「登記事項証明書添付省 略に関する実施計画」に 必要な証明書を類型化 し、横断的な数値目標を 設定する	「登記事項証明書添付省略に関する実 施計画」は自治体を含めた行政手続で 必要とされる登記事項証明書をシステ ムの連携によって添付不要とする取り 組みである。／同計画の調査では行政 手続の83.3%が本店・商号・資格・氏名 以外の事項も行政機関が確認事項とし ていると回答している。／この調査は 登記事項証明書以外の公開情報によ って代替できるかを調査したもので あるが、裏を返せばどのような事項を 調査しているかを大半の行政手続で類 型化できておらず、登記情報の土の部 分が必要かを政府が把握できていない ことになる。／たとえば、情報連携以前 の問題として、登記情報を管理する法 務省自身が否、商業登記申請中の不 動産登記申請に→	一添付する資格証明書[R3規制改革705提案→その他]、三、合併による移転 登記での被合併会社の変更証明書[R4規制改革83提案→対応不可]、参、共 同根抵当権設定での前登記証明書[R3行政改革184提案→その他]、肆、不 動産登記の住所変更で法人番号変更前の変更証明書[R4規制改革83提案→ 対応不可]等は登記情報システム上で確認できるにもかかわらず添付省略と していない。／同計画における「取組」として「連携先である各行政機関のニー ズを踏まえ、必要に応じて登記情報システムを改修するなどして利便性の向上 を図る。」としているが、利便性を最大限享受できる法務省が登記情報を活用 していない現状で、そもそも「各行政機関」に登記情報を活用する「ニーズ」が あるとも思えない。／そこで、各行政手続において登記情報のどの部分が必要 かを類型化し、たとえば合併履歴が必要であれば必要な情報のみを抽出して 証明書形式に編集することで、行政機関の審査業務を効率化させるとともに、 各行政機関にそれでも証明書が必要な理由を求めるべきである。／これは自 治体の自治事務だけでなく、同実施計画をデジタル庁とともに作成している法 務省自身も上記手続でいまだに登記事項証明書を要求している理由を明らか にさせる。／登記情報が審査業務に必要な事項のみ抽出して提供されれば所 管省庁や自治体も否定はできないであろう。／むしろ、法務省自身が登記情 報を活用していないように行政機関のプライドをこじらせている可能性が高く、 そこは官邸や内閣府がリーダーシップを発揮して当該行政機関の時代錯誤を 認識させるべきだ。／省庁ごとに法人番号代替率を公表するとか。	商業登記ゲン ロン	法務省 デジタル庁	登記事項証明書の添付省略のための登記情報連携の仕組みを活用することで、不動産登記 及び商業・法人登記に係る登記事項証明書の全登記事項を証明書形式で閲覧することができ るため、これにより、各行政機関においては、各行政手続において必要な登記情報を確認する ことができます。	情報通信技術を活用 した行政の推進等に 関する法律第11条	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、各行政手続において必要な情報の類型化を実施せずとも、登 記情報連携の仕組みを活用することで、各行政機関においては、各行政手続で必要な登記情 報を確認し、登記事項証明書の添付省略を実施することができます。そのため、デジタル庁及 び法務省では、登記情報連携の利用拡大の取組を推進しています。	
31	令和5年8月22日	令和5年9月13日	狩猟免許試験における定 員撤廃	狩猟試験の受験を必ず受けられるよう にする	東京都などにおいては、狩猟試験の受験が抽選となっている。 実技があるため、会場や人員の手配の都合上、定員が設けられるのは分かる が、行政の対応としては人員の応援を頼み、会場を確保すればよいだけで あって、定員を絞るのは筋違いである。 国が管理する資格として、都道府県によって受験申請が平等でない現状を是 正するものである。	個人	環境省	行政改革の番号17の回答を参照してください。				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
32	令和5年8月22日	令和5年10月18日	附属建物の新築年月日省略の準則規定を改め、主たる建物の新築年月日を自動記録する	不動産登記準則93条1項は、附属建物〔以下、附〕の新築年月日が主たる建物〔以下、主〕と同一である場合はその記録を要しないと定めている。／解説書によると、旧準則157条では附の新築年月日は全く記録しないものとされていたらしい〔逐条解説不動産登記事務取扱手続準則 H28〕。／ところが旧準則当時の解説書によると、通達に反して、実務では主と附とで新築年月日が異なる場合については附の新築年月日を記録していたらしい〔条解・不動産登記事務取扱手続準則新版 S62〕。／この通達を無視した実務は、むしろ当然である。／当該建物の固定資産評価がされる前に所有権保存登記を申請する場合は附の課税価格を新築年月日一	一をもとに終年減価した上で算定しなければならず、主の新築年月日と異なる場合まで附の新築年月日を省略すれば、課税価格を過大に算定して訴訟になりかねないからである。／すなわち準則規定の変更は、従来の通達違反を公式に認めることなく、こっそり実務に合わせたものであろう。／この改正趣旨について、現行解説書は、登記事務がコンピュータ化されて効率化されたために新築年月日が異なる場合を記録することになったとする。／しかし効率化はされたのであれば、主と附の新築年月日が同一の場合も記録すればよい。／登記情報システムに、附の新築年月日を入力しないときは主の新築年月日を自動的に転写する機能を実装すれば根本的に解決するからである。／すなわち、登記におけるコンピュータはいまだにワープロの代わりとして利用されている。／たとえば、準則92条は「同一の附属建物が複数ある場合は「同上」のように略記するな」とするけれど入力チェックを実装すればハジけるし、コピーボタンをつければ略記するまでもない。／時代錯誤。／こうした紙の発想を残した登記手続は一般人が公示された登記記録を確認する際に不便を生じさせる。／新築年月日が書かれていないのは不明であるからではないか、と。／主と同一であるから省略というのも一つの方法だが、それは国民を拘束しない通達を知って初めて理解できる情報である。／登記情報システムに1兆円以上つぎ込んできたのは「乙号事務のため」であつたはずで、登記が公示を目的としている以上は誰もが一見して理解できる表現にすべきである。／入力作業が簡素化されたならば、「附の新築年月日はすべて記録する」とすべきではなかったか？	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記規則第4条第2項において、「建物の登記記録の表題部は、別表二の第一欄に掲げる欄に区分し、同表の第一欄に掲げる欄に同表の第二欄に掲げる事項を記録するものとする。」とされており、別表二（第四条第二項関係）の附属建物部分における「原因及びその日付欄」において、附属建物の新築年月日を記録することとなります。その上で、不動産登記事務取扱手続準則第93条第1項において、「附属建物がある建物の表題登記をする場合において、附属建物の新築の日が主たる建物の新築の日と同一であるときは、附属建物の表示欄の原因及びその日付欄の記録を要しない。」とされており、実務上もこれに沿って処理が行われています。	不動産登記規則（平成17年2月18日法務省令第18号）第4条第2項 不動産登記事務取扱手続準則（平成17年2月25日付け法務省民二第456号法務省民事局長通達）第93条第1項	対応不可	現行制度下においては、附属建物と主たる建物の新築年月日が異なる場合は附属建物の新築年月日を記録し、附属建物と主たる建物の新築年月日が同じ場合は記録しない、というように一律の基準に基づいて処理されており、その基準も該当法令・通達において明らかとなっております。また、現実として附属建物の新築年月日が不明確で主たる建物の新築年月日と同一と判断できない場合には、附属建物の新築年月日として「年月日不詳新築」などと記載することが現在の実務上の取扱いであることから、空欄になっていることだけをもって、新築年月日が不明であるという誤認は起こらないものと考えます。したがって、御提案については特段の対応は要しないものと考えます。	
33	令和5年8月22日	令和5年9月13日	国土交通省のバブリックコメント掲載方法の統一化	総務省及び国土交通省の大臣官房及び航空機安全課に対して提案及び回答を求めます。 総務省においては、有料会員サイトを参照するようなバブリックコメントを行わないよう、各省庁に指導すること 国土交通省においては、直ちに今回の件を悔い改め、バブリックコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載を行うこと	4月上旬に同様の提案をしたものです。現時点でこちらの縦割り110番で回答は得られておりません。にもかかわらず、こちらの意見を提出させていただいた際に例として挙げさせていただいた3月20日からバブコメされていた「航空法施行規則の一部を改正する省令」が6月20日にバブコメの結果が公示されおり、意見は無いとされております。更には省令改正までされていきました。こちらで意見公募されている平成26年（西暦2014年）に「国際民間航空機関において採択された条約附属書の改訂」について調べようとしたところ、こちらは恐らく国際民間航空機関＝ICAO、条約附属書はICAO Annexのことを示していると思われる。そのため、ICAOのサイトにアクセスし、バブコメで行っている改訂内容を確認しようとしたところ、こちらは有料会員制のサイトであり、であれば無料で公表されているものがあるかと思い、検索を続けたところ、結論としては国土交通省において、ICAO Annexの資料一式は国際機関との兼ね合いからICAO会員でないと情報公開を行うことはできないと、情報公開請求で回答していることを知りました。 つまり、国土交通省では有料会員にならないと情報が取得できないものを、具体的な案文も掲載しないままバブリックコメントをし、結果誰からも意見がないからと省令を改正したということです。しかも、省令を確認したところ、おそらくヘリコプターなどから出る騒音を評価する計算方法を大きく改正したもので、我々国民の生活に密接に関係するものを突然変えたこととなります。そのため上記提案をします。	個人	国土交通省 総務省	行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項において、「命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示しなければならないこととされています。 「命令等の案」とは、命令等制定機関が命令等において定めようとする内容が示されたものを、「これに関連する資料」とは、命令等の案を作成した趣旨・目的や当該命令等の案を定めるに至った背景事情など、当該命令等の案の内容を国民が十分に理解する上で必要又は参考となる情報が記載された資料と解されます。 また、同条第2項において、公示する命令等の案については、具体的かつ明確な内容のものであること、定めようとする命令等の題名及び当該命令等を定める根拠法令の条項が示されたものでなければならないとされています。	行政手続法第39条	対応	【総務省】 行政手続法第39条の「関連する資料」として公示すべきものについて適切な取扱いがなされるよう、今後、研修等の機会を通して、各省庁に対し周知徹底を図ってまいります。 【国交省】 「バブリックコメントに関する職員へのマニュアルの配布及び新旧対照表の原則掲載」については、番号1の回答をご参照ください。	
34	令和5年8月22日	令和5年10月18日	不動産登記のオンライン申請でPDFファイルが未添付の場合の補正の可否について統一した取扱いをすること	不動産登記をオンライン申請する場合、登記原因証明情報のPDFが未添付の場合は補正が不可能とされている。／H20.12.2付民事2課事務連絡は未添付の場合について直接の言及はないけれども、「登記原因又は登記事項に關係がない部分」についてのみ補正を認めるとしており、その趣旨は当然に未添付の補正を認めないという意味であらう。／これに対して、大阪法務局のH29.6.30付通知は広く「単なる送信誤りの場合は追完を可能とします」としており、PDFが未添付の場合も補正できるらしい。／また、東京法務局のR2.3.11事務連絡は「PDFファイルの提供がない場合」でも連件申請の別の申請に含まれていればよいとしー	一ている。／法務局ごとに司法書士会へ通知しているということは、他の法務局・地方法務局でも独自の基準で補正範囲を定めているのだろう。／しかし、不動産登記法上の却下事由は法令で規定されており、なおかつ、オンライン申請という手続が明確に定められている制度において登記原因証明情報の未添付という典型的な瑕疵で、なぜ法務局ごとに取扱いが異なるのか？／また、字句の訂正についても、上位機関である法務省が「登記原因又は登記事項に關係のない部分」と限定していたにもかかわらず、下位機関である東京法務局は「登記原因又は登記事項に関する部分を含む」と明言して補正対象を拡大する取扱いをしている。／法務省がH20年事務連絡を撤回したのであればともかく、なぜ法務局単位で法務省事務連絡と矛盾する取扱いが可能なのか？／そもそもその問題は特例方式という矛盾に満ちた制度にあるのだが、その弥縫策を用意するのであれば、H20事務連絡のように法務省が全国統一の基準を明確に示すべきである。／統一基準がないから、却下してモメたくない現場がどんな基準を甘くしてるんじゃないですか？／失敬的な視点だと。／【なんとか話法対策】悉、「却下するかは登記官が判断します」は間違いです。同じ問題についてH20に事務連絡を出しているから。／註、「順位確保等を目的とした申請がされることを防止できればよい」は間違いです。地方移管のときは「全国統一した運用を確保することができず、地域ごとに異なった判断がされることになりかねない」と言っていたので。／参、「御指摘にあるような事務連絡は承知しておりません。」は間違いです。電話すれば分かるでしょ。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には補正の機会が設けられています。	不動産登記法第25条、不動産登記事務取扱手続準則第31条4項	対応不可	原則は、申請情報と併せて送信すべき登記原因を証する情報を記録した電磁的記録の提供がないときは、申請を却下することとされていますが、個別具体的な事案については、登記官の判断によって補正の機会が設けられています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
35	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索における なおその効力を有するもの とされた法令の改正後 条文の掲載	各法令においてなおその効力を有するものとされた法令の規定は一部改正が可能であるが、これらのなおその効力を有するものとされた法令の改正後の溶け込み条文をe-gov法令検索において確認するべきでないことから、これらの条文を掲載すること。	e-gov法令検索は、現行条文について検索が可能となっているシステムであり、将来の法令ベースレジストリとなることが期待されているデータベースに基づく検索システムである。 この法令ベースレジストリは、デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チームでも改善が検討されていて、告示の収載や過去改正法令の収載など、よりベースレジストリ足り得るよう機能改善が目指されているところである。 他方、法制執務においては、法令の改正前後の経過措置として、なお従前の例によるや、なおその効力を有するものという経過措置が置かれることがあり、前者は改正前後で法令関係を固定されるが、後者は後に改正が可能となっている。 極稀に、このなおその効力を有するものとされた法令の改正が行われるが、この改正は、当該経過措置の直前の法令の条文を改正するものであり、現在、e-gov法令検索でこの改正後の溶け込み条文を表示することはできない。 しかし、この条文は現在において有効となる現行条文にほかならず、ベースレジストリを目指すのであれば、告示や過去法令の収載には劣後するものの、いずれは何らかの形で収載を目指すべき法令である。 なお、なお従前の例による条文や、改正が行われていないなおその効力を有する条文は、改正直前の全法令を表示する機能(同日施行の他法令もあり得るため、同日前野時点指定ではなく、改正法令の法令番号の直前の改正指定である必要がある。)があれば、対処は可能であると推察されるが、改正されたなおその効力を有するものの条文は、システムに収載しなければ、どのようにしても表示することはできないと思慮される。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容については、「デジタル臨時行政調査会作業部会法制事務のデジタル化検討チーム」においても同様の指摘を受けており、引き続き検討してまいります。	
36	令和5年8月22日	令和5年9月13日	e-gov法令検索において 官報正誤の情報の保有	e-gov法令検索において、官報正誤が行われた制定法令や、改正法令について、その情報を何らかの形で得られるようにすること。	日本国の法令は、官報に掲載された法令が正の条文となるが、印刷誤りや原稿誤りが生じた際には、官報正誤により修正されることがある。 他方、官報正誤が行われた条文かどうかは、現在システムで確認することができない。 e-gov法令検索で表示される附則については、失効されていないと見受けられるものも省略されていることがあり、また、現在失効されていたとしても、過去時点での適用関係を調べるために失効した経過措置を調べる必要がある場合もあり、その際には当時の官報の公布条文を読む必要がある。 しかし、官報正誤は、公布後のいずれかの官報で行われるものであり、当該条文が後の官報で正誤されていた際には、それに気づかなければ、公布時の条文を見ても誤った条文として理解することとなる。 そこで、制定法令や改正法令において、官報正誤が行われたか否かの情報を、改正法令附則の法令番号に掲載するなり、バックデータとして収載をして活用できるようにするなりして、正誤が行われたか否かの情報にアクセスできるようにしてほしい。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており改正等法令が公布されるたびに更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今回御提案いただいた内容について、引き続き検討してまいります。	
38	令和5年9月22日	令和5年10月18日	行政が銀行口座及び学生 証情報を把握するため クレジットカードをコピー することを禁止する	年金事務所や市町村役場において、年金の給付請求や国民年金における学生納付特例申請において添付する書類がクレジットカード一体型のものであった場合、コピーを添付させず窓口職員による確認のみで手続き可能とする	金融機関はコスト削減や顧客サービスの一環として通帳レス口座施策や、キャッシュカードとクレジットカード一体型のものを発行するなどしている。専門学校等の学校法人はクレジットカード会社と提携し、本人の写真が入ったクレジットカードを学生証として運用している。そのため銀行口座や学校在籍情報を把握できる手段がクレジットカードに限られることがある 年金機構では毎月「事務処理誤り」の一覧を公表している。 https://www.nenkin.go.jp/info/johokokai/ayamari/jimusyoriayamari.html 業務処理マニュアルに示された手順から逸脱した行為であると些細なものでも事務処理誤りとしてカウントされる。カウントされた年金事務所所属の職員は連帯責任を負われ人事処遇で不利益を受ける。そのためマニュアル第一主義となっているのが年金機構の実態だ。口座情報等がクレジットカードでしか把握できないことはマニュアルにて想定されていないので、職員は機械的に写しを添付し進捗している。 ネット通販でクレジットカードを用いた取引ではカード番号とローマ字名義、有効期限及びセキュリティコードを正しく入力できれば決済可能であり、カードを両面コピーすることは悪用される可能性が増してしまう。行政職員とはいえ第三者相手にカード情報を渡すことは非常に危険だ。	個人	厚生労働省	学生納付特例制度の申請においては、対象となる学校教育法に定める学校等の学生又は生徒であること及びその期間を明らかにすることができる書類の添付を求めています。クレジットカード番号の添付は求めています。また、同一の学校等の学生である期間における2回目以降の学生納付特例申請においては、当該書類の添付は不要としています。	国民年金法第90条の3、国民年金法施行規則第77条の4	その他	学生証にクレジットカード番号が記載されている場合には、申請者に対してマスキング等のご対応をいただくか又は在学証明書等による添付をお願いするよう周知を図るとともに、日本年金機構に対しては当該書類も含めた厳密な書類管理に努めるよう指導します。	
39	令和5年9月22日	令和5年10月18日	軽自動車の県を跨ぐ移転 に伴う手続きの簡略化	申請者自身が行っている軽自動車税申告書(県外防止用 消滅用)の手続きの個別処理を止め、受け付けた窓口内で処理する。	県を跨ぐ移動(ナンバー変更)をする際、軽自動車検査協会にてナンバー自体の交付と回収を行う。 新住所への納税変更は自動的になされるようだが、旧住所に対しては軽自動車税申告書(県外防止用 消滅用)という書類を申請者が個々に記入し、旧住所の市町村に郵送で提出する必要がある。 住民票の移動に伴う住民税の処理を個々で行わないように、軽自動車税の停止に対しても窓口内で処理し、申請者で行う処理を減らす。 県を跨ぐ書類が減り、行政手続きがより効率化されると考えられる。	個人	総務省	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第463条の19第1項では、「種別割の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に関し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。」とされています。	地方税法第463条の19	その他	制度の現状欄に記載のとおり、地方税法上、旧住所(転出元)の市町村に対して、軽自動車税申告書を送付するよう義務付けはおりません。その上で、現在、多くの市町村においては、地方公共団体情報システム機構の「軽自動車検査情報提供サービス」等を利用することで、転出元市町村から転出先市町村への納税義務者の異動を把握することができるため、その場合、旧市町村への軽自動車税申告書の提出は不要であると承知しておりますが、いただいた御意見については今後の参考とさせていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
40	令和5年9月22日	令和5年10月18日	専門職大学院における博士相当過程及び学位の創設	専門職大学院設置基準に博士課程相当の専門職課程を創設するとともに、学位規則に博士（専門職）を追加する。（なお、法科大学院は、法学博士（専門職）という学位で博士と名は付いているが、実質は修士課程相当である。本提案は実質的にも博士課程相当の専門職課程を創設するもの。）	現在、専門職大学院の課程は専門職大学院設置基準に規定され、かつ、その学位は学位規則に規定されている その標準修業年限は原則2年の課程のみが規定されており、修了要件とする修得単位数もそれに応じた単位数のみが設定されており、博士課程に相当する規定がない （なお、通常の大学院は、大学院設置基準に、修士課程と博士課程とが分けて課程が規定） 我が国では、高度専門人材の育成、活躍は重要であるとされ、教育未来創造会議第一次提言においても、「高い付加価値を生み出す修士・博士の育成・活躍に向けて、大学院教育の強化に取り組む」とされている 博士人材の活躍については、企業における現行の博士課程の人材活用推進の政策も行われ、それも重要ではあるが、専門職大学院はより職業人材育成により、より採用ニーズに合った博士人材の育成を推進することができる 海外においては、研究人材育成と専門人材育成は分けて育成がなされる傾向にあり、例えば、教育、経営、公衆衛生などはPh.D課程とは分けられたEd.D、DBA、Dr.PH課程が設けられ、国際機関等でこれらの学位取得者が働いている日本においても、例えば、東京大学公共政策大学院は博士課程を設けているなど、制度創設の現場ニーズは見受けられる（なお、制度がないためにその学位はPh.Dとして学位を授けられている） 平成28年の文部科学省の専門職大学院WGの報告書でも、公衆衛生についてDPHの創設検討が必要とされており、高度専門人材の活用推進が打ち上げられた今こそ、博士課程相当の課程創設を実施すべきである	個人	文部科学省	該当法令では、以下の通り定められています。 （学校教育法） 第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。 ③ 専門職大学院は、文部科学大臣の定めるところにより、その高度の専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者の協力を得て、教育課程を編成し、及び実施し、並びに教員の資質の向上を図るものとする。 （専門職大学院設置基準） 第二条 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。 2 専門職学位課程の標準修業年限は、二年又は一年以上二年未満の期間（一年以上二年未満の期間は、専攻分野の特性により特に必要があると認められる場合に限り。）とする。	学校教育法第九十九条 専門職大学院設置基準第二条	対応不可	博士課程は、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、『又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと』を目的」（大学院設置基準第四条）としており、「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」とした専門職学位課程とは研究者養成という観点では役割や目的が異なるものの、博士課程における目的の一つとして、御指摘のような社会の多様な方面で活躍し得る者の養成が既に規定されています。 また、博士課程相当の専門職学位課程の検討については、現状、専門職学位課程の修了者の博士課程等への進学率は1.5%程度であり、博士課程相当の専門職学位課程の設置に関する大学や産業界、課程修了者等からの具体的な相談・要望等がなく、現時点では、博士課程相当の専門職学位課程を創設する段階にはないものと考えています。	
41	令和5年9月22日	令和5年11月15日	法務省が公開している登録免許税の還付請求書様式に電子納付の場合の納付番号欄を記載すること	R4規制改革422提案は、法務省が公開している登録免許税還付請求書様式には電子納付した場合の納付番号記入欄がないにもかかわらず、未記入の場合は請求書の返戻が行われているのは行政手続法の趣旨に反するものである。／これに対して法務省は、登録免許税法施行令第31条に規定する「その他参考となるべき事項」に当たるから還付請求書に記載しなければならぬが、同条には直接規定されていないため様式には記入欄がないと回答した。／これが説明として成立している論理が全然分らない。／政令で「その他参考となるべき事項」を規定しているならば省令なり通達なりでそれを具体化しているはずであり、他方、縦割り回答の→	→「該当法令等」欄にそうした省令や通達を挙げていないから、おそらく根拠となる省令や通達が存在しないのであろう。／しかし、このような統一性のない行政運営は、行政手続法の目的である「行政運営における公正の確保と透明性（行政上の意思決定について、その内容及び過程が国民にとって明らかであることをいう。）の向上」と矛盾する。／ところで、R3行政改革150提案は、建物滅失申請書様式に法定添付書面ではない「建物取毀証明書」が当然のように添付を要求されているのは行政手続法の行政指導規定に違反すると指摘したものである。／これに対して法務省は、「登記申請における申請人の負担、申請人の便宜に資するかどうか等の観点から、慎重に考える必要があるとする。／では、なぜ「建物取毀証明書」の提出がないことをもって、当該登記の申請が却下されるものではありません」のに申請書様式に記載がある一方で、様式に記入欄さえない納付番号は「その他参考となるべき事項」として記載していただく必要があります」のか？／納付番号のない還付請求書を再提出することは「申請人の負担、申請人の便宜」の観点から不合理であるだけでなく、「審査の適正・効率化及び申請事件の早期処理」という行政事務としてもムダであろう。／縦割り110番の回答にはこうした行き当たりばったりなものが多く、特に最近は政府にとって都合な提案をスルーするか、「事実誤認」として提案者の無理解を批判して切り捨てる傾向にある。／R3行政改革174提案は縦割り110番の回答をデータベース化して検索できるようにせよという提案であるが、むしろ回答する省庁のために整備したほうがよいのでは？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記機関は、申請人が過大に登録免許税を納付して登記等を受けた場合には、当該過大に納付した登録免許税の税額等について、所轄の税務署長に通知しなければならないとされています。 また、登記等を受けた者は、登録免許税の過誤納等がある場合には、その旨を登記機関に申し出て、上記の通知をすべく旨の請求をすることができ、この場合、登録免許税法施行令第31条に規定する所定の事項を記載した請求書を提出して請求することとされています。	登録免許税法第31条 登録免許税法施行令第31条	対応不可	御提案の納付番号は、登録免許税法施行令第31条に直接的に規定されていないため、還付請求書様式に記載されていませんが、登録免許税額の還付を受けるに必要な事項については、その他参考となるべき事項として記載していただく必要があります。	
42	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記準則36条4項、商業登記準則50条2項の「補正すべき内容が明らかなき」とを明確化する	R3行政改革153提案は、退任代表者が作成した委任状を添付して登記申請をする場合、申請情報の代表者欄に委任状を作成した者を記載した場合は却下事由となる取扱いは民事局長通達である準則規定と矛盾するから改めるべきとしたものである。／これに対して法務省は、準則規定との整合性に言及することなく、「申請情報の内容となる法人の代表者の氏名については、登記申請時における代表者の氏名を提供する必要があり、旧代表者の氏名を提供した場合は、不動産登記法第25条第5号に抵触し、補正の対象となります。」と回答した。／他方、R4行政改革101提案は、登記法における却下事由に関する規定があまりにも概括的であり→	→申請人にとって明確ではないから通達で具体化すべきであるとしたものであるが、法務省は「登記申請に対する却下の判断は、事実ごとに登記官の判断により行われるため、御提案のような具体化した規定を設けることは困難です。」とする。／しかし、「登記官の判断」は通達の規定が及ばない範囲でのみ裁量を有するものであり、民事局長通達たる準則規定と矛盾することはあり得ない。／そうすると、準則の公的証明に基づく補充規定に違反して却下することできないはずである。／そもそも、不動産登記法が代理権不消滅を規定している以上、代理人の行為は代表者の退任の影響を受けないため、代理人が権限授与当時の代表者を示せば申請行為としての要件を満たしている。／なぜ法人代表者の氏名は現任者でなければならず、かつ、民事局長通達の補正不要規定が適用されないのか？／仮に却下事由に当たるか否かの基準が各種規制の空文化リスクを生じるにしても、法務省は商業登記の審査基準を補正率減少のために公開している [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/hojinsetsuritsu/dai6/sankou1.pdf]。／法のタテマエが強調されていた行政手続法制定当時と違って、現在の規制のあり方は「潜脱されて空文化する程度の規定なら最初から規制するな」というスタンスであるように思われる。／そうであるならば、公的証明によって補完できる不備と補完できない不備とを明確化して、「行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって国民の権利利益の保護に資すること」を目指すべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	申請情報の内容に不備があっても、添付情報（公務員が職務上作成した者に限る。）により補正すべき内容が明らかなきとは、補正の対象とはなりません。	不動産登記事務取扱手続準則第36条第4項	対応不可	個々の登記申請において、補正すべき内容は、登記官が事案に応じて判断するものであるため、対応は困難です。	
43	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記準則36条に補正期間に関する規定を新設し、その期間を2週間以上とする	補正についての準則36条には補正期間の定めがない。／国の行政手続では補正期間は一般に1週間であるらしく、これを2週間以上にするよう提案したところ、「2週間以上という期間を「相当地期間」の統一的な解釈指針として示すことは、ごく軽微な補正で足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれが懸念されます。」という回答がされた。／早期に処理しなければならぬのは行政手続法が不当な処分保留によって申請人に差別的な取扱いをしない不利益を与えないようにする趣旨であるから、申請人に対して不利益になるような早期処理は却って法の趣旨に反するであろう。／補正期間についての行政手続法の一般論は拙くとしても、不動産登記法→	→に限って言えば、行政機関と申請人の双方の作業が類似する事前通知の制度がある。／事前通知では、法務局の通知から返送までの期間は2週間である。／比較対象のない行政手続法においては一般論・抽象論で済まされるのに対し、不動産登記に限れば補正期間の設定について矛盾が生じる。／なぜ行政機関で証明書を取得したり関係者の押印を集めたりする補正期間が1週間であるのに、送られた文書に署名押印して返送するだけの事前通知は最低2週間を保証されているのか？／申請の不備という点では、権利証も添付書面であるから期間が異なる理由がない。／まして、不動産登記法の原則的手続であるオンライン申請では返送もオンラインでされるため返信用の送付期間を想定する必要がないのに対し、書面申請の補正では必ず返送または出頭する時間が必要になる。／権利証提出の代替手段である事前通知は返送されなければ申請は却下されるけれど、それは補正期間内に補正されない場合も同様である〔準則36条1項(3)〕。／強いて言えば、法定の期間設定がされていない補正手続では担当者の一存でどのようにも引き延ばしができるし、どのような形で一度補正すれば不備があっても再補正として事実上の延長ができるという点で異なる。／行政機関はこうした矛盾が露呈すると「運用で対応する」という魔法の言葉を使うけれど、「期間内に補正しなければ却下する」という脅し文句が行政手続法の精神に反している。／また、再補正をさせるくらいなら、最初から充分な補正期間を保証すべきである。／このような裏と表の使い分けを禁止するためにも、補正手続における最低期間を2週間以上と規定すべきである。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	不動産登記においては、申請情報に不備があるときは原則却下されますが、申請の不備が補正することができるものである場合には、登記官が相当の期間を定め、補正の機会が設けられます。	不動産登記法第25条	対応不可	補正期間については、個々の登記申請において、登記官が事案に応じて判断するものであり、「相当期間」を2週間以上とすることは、ごく軽微な補正で足りる申請における迅速な対応の妨げになるおそれがあるため、対応は困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁への検討要請日	回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
44	令和5年9月22日	令和5年10月18日	外務省在外當緒業務の採用パンフレットの更新	逐一更新すべきです。	退職した人の内容が記載されていたり、情報が古く、受験生にとってわかりづらく、毎年更新すべきです。いつまでも同じに国に勤務していると誤解を受けます。採用情報もろくに更新しないのに、受験者が興味をもつのは困難だと思います。	個人	外務省	職員採用パンフレットは、人事関係部署と協議の上、関係予算の範囲内で数年毎に改訂しています。	なし	検討を予定	当該パンフレットは改訂を検討中であり、令和5年度予算の範囲内で対応可能な場合は、本年度内に改訂予定です。令和5年度に対応できない場合は、令和6年度早期に改訂すべく協議・調整予定です。	
45	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記と商業登記とで生年月日の記録方法を統一し、同姓同名の場合は生年月日を必要最小限のみ公開する	登記手続において個人を特定する情報はせいぜい住所と氏名であるため、同姓同名で同一住所の者を複数記録する場合は生年月日が併記される〔不動産につきS45.4.11民甲1426号、商業につきS56.11.9民四6427号等〕。／しかし、生年月日は暗証番号に利用されることもある個人情報であり、誰でも取得可能な登記事項証明書で公開してよいものではない。／登記実務では非嫡出子であることが公開される胎児相続の記録例が令和になるまで変わらなかったように、昭和のプライバシー意識がいまだに続いている。／したがって、生年月日を併記する現在の通達は全面的に廃止するのが時代の要請であると考える。／生年月日を公開する→	一代案としてはマイナンバーからランダムに生成した個人特定番号を併記するのが最善であると思いが、法務省がそれに応じるとも思えないので次善の策を提案する。／不登法改正により所有者の生年月日が非公開情報として記録されることになったが、この記録方法を商業登記にも導入し、すべての役員について生年月日を非公開情報として記録しておく。／そして、不動産登記・商業登記で共通するルールとして、同名異人として管理する場合は、現在の生年月日をまるごと公開する方法を改めて必要な部分のみを公開する。／たとえば、〔昭和20年生〕と〔昭和45年生〕のように、／足らなければ、月まで公開するか、申請書閲覧のように公開が必要な理由を疎明させるとか、例外処理を別途考えればよい。／重要な点は、不動産登記でも商業登記でも同名異人が記録される場合の多くは姑と嫁であるうから、生年だけを公開してもたいいば用が足りることだ。／政策立案者として問題の発生状況を把握しているならば、少なくとも生年月日を全部公開している現状に問題意識を持つべきである。／そもそも現在の役員の氏名のみを記録する方法は債権者が商業登記のみを根拠として役員を特定することができず、会社情報の公示として意味をなしていない。／コンピュータ化されて情報の公開・非公開を選択できる現在では、商業登記の機能としても役員を特定する情報を行政が保有しておくべきである。／代表者の住所公開を制限する現在の法意識のもとでは、むしろ住所より生年月日を公開している取扱いを先に改めるべきではないか？／生年月日は変更できないから、住所よりセンシティブな情報である。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	同一の不動産につき、住所を同じくする同名異人の共有者が併存することとなるような場合、当該申請書に住所、氏名のほか、生年月日を記載して登記の申請があったときは、生年月日の登記をすることになっています。 また、株式会社の取締役が同姓同名であるため、就任及び事後の変更登記申請に氏名のほか生年月日を記載して登記申請があった場合には、役員の氏名の下に生年月日を括弧書きで記載することになっています。	昭和45年4月11日付け民事甲第1426号民事局長回答、昭和56年11月9日付け民四6427号法務省民事局第四課長回答	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、不動産登記と商業登記において、生年月日の取扱いは一統されています。 なお、生年月日を必要最小限のみ公開するという御提案については、登記の公示機能と個人情報保護とのバランスを図ること及びシステム改修に係る費用対効果等を勘案しつつ慎重な検討が必要と考えますが、いただいた御意見は今後の参考とさせていただきます。	
46	令和5年9月22日	令和5年11月15日	不動産登記でDV被害者の住所が公開された場合の抹消手続を創設する	R1.6.27総行住第35号は、DV支援申出を受けた自治体と引き継ぎを受けた自治体との間での連絡ミスによりDV加害者に支援対象者の現在住所が提供された事業を受けての注意喚起の文書らしい。／自治体から住民に通知することが多い上に、人力で情報伝達をすればミスも起こるだろう。／他方、H30.11.15総行住第192号は、法務局から法定相続人情報として公開するために住民票の公用請求があった場合は支援対象者である旨の情報提供をすらしい。／では、このときに自治体のミスで支援対象者である旨の情報提供がされなかった場合はどうなるのか？／あるいは、登記官が支援対象者からの申出を看過して登記した場合、→	一代位登記や単独申請による保存行為としての登記で支援対象者が事後的に非公開の申出した場合も同様である。／不動産登記手続には商業登記における職権更正非開示規定が存在しないため、一旦公開した住所を非公開にできないと思われる。／一旦公開された住所は支援対象者の安全確保のためにも転居させ、その後の住所を非公開にしないかの考え方もあり得るけれど、登記事項証明書・登記情報提供サービスでの公開件数はシステム上で調査可能であろうから、公開請求がされる前であれば転居が必要になるには限らない。／また、R4.8.25法務省民商第411号通達によると、商業登記では支援対象者の現在公示されている住所での非公開手続が可能であるため、公開されている住所を非公開に切り替えることに矛盾は生じないらしい。／したがって、不動産登記においても商業登記と同様に、現在登記されている住所を非公開にする手続を用意するべきではないか？／会社の信用維持を目的とする商業登記では会社の意思により非公開とすることに矛盾はないにしても、不動産登記で住所の非公開制度を導入したのであれば、DV支援の目的を実現できるよう首尾一貫した制度を構築すべきである。／支援対象者であることが登記簿上公示されるかについては、不動産登記では前住所が住所として登記され〔H27.3.31民二第196号課長通知〕、商業登記では411号通達により非公開となるようだが、この取扱いも統一すべきではないか？／制度としての位置づけが不安定である。／外国在住所有者に国内連絡先が登記事項とされたように、支援対象者にも親族、自治体等を連絡先として記録することも考えられる。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記官は、登記記録に記録されている者（自然人であるものに限る。）の住所が明らかにされることにより、人の生命若しくは身体に危害を及ぼす可能性がある場合又はこれに準ずる程度に心身に有害な影響を及ぼすおそれがあるものとして法務省令で定める場合において、その者からの申出があったときは、法務省令で定めるところにより、登記事項証明書等に当該住所に代わるものとして法務省令で定める事項を記載しなければならないとされています。	不動産登記法第119条第6項	対応	令和3年不動産登記法改正により、制度の現状欄に記載のとおり、DV被害者等保護のための登記事項証明書等の記載事項の特例が設けられ、令和6年4月1日に施行されます。	
47	令和5年9月22日	令和5年11月15日	根抵当権の債務者の住所変更登記において変更すべき事項に債務者の氏名を含むか明らかにすること	根抵当権の債務者の住所を変更する場合、変更事項を住所のみとするか、変更されていない氏名も含めるかについて登記所ごとのローカルルールがあり、取扱いが統一されていない。／登記実務において官民の業界人がその権威にひれ伏している「登記研究」は見解がぶれているけれども、住所と氏名とをセットにする立場らしい。／氏名を含めていた345号から住所のみでよいと389号で転じ、456号では再び氏名を含む見解に戻って、530号でそれを追認している。／おそらく多数派の見解であろう。／他方、民事局長通達である不動産登記記録例集には、根抵当権の債務者の住所変更について具体的な記載がなく、根抵当権欄の冒頭に「第十に→	一示されていない記録例については抵当権の記録例を参照」との注意書きがある。／すなわち、抵当権の債務者の住所変更の記録例として示されている「債務者の住所 同市何町何番地」によることになる。／法務省民事局長が独立した通達として登記記録例集を発出している以上、それ以前の通達は当然に最新の登記記録例集によって上書きされているはずで、仮に根抵当権の債務者の住所変更の記録方法について通達があったとしても、最新の記録例集に掲載されていないそれ以前の記録例は否定されたことになる。／では、登記研究の見解と登記記録例集の注意書きとどちらが正しいのか？／登記研究の権威は通達をも凌ぐのか、あるいは上級行政庁としての通達が優先するのか？／この点が明らかでないために登記実務は混乱している。／法務省は縦割り110番の回答では、抵当権者の取扱店の記載については登記研究の権威よりも通達が優先するとし、登録免許税の再使用証明については登記研究による通達のアレンジを認めている。／いい加減、登記行政における民間雑誌の位置づけをハッキリさせたほうがいいと思うんですが。／そして、そもそもの原因は、一通達である記録例集に根抵当権独自の記録例を網羅できるはずがないのに、足らないものについては「抵当権の記録例を参照」という安直な説明をしたことにある。／「登記官の判断」に丸投げする結果がローカルルールの氾濫である。／この矛盾を解決するには、以前に提案した「記録例のHTML化」しかない。／紙の冊子に記録例を網羅するという発想がデジタル・ガバメントにそぐわない。／これでは1兆円以上投じた登記情報システムが泣きますぜ。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	根抵当権の債務者の住所の変更の登記を申請するに当たっては、変更後の事項として、債務者の氏名及び住所を申請書に記載する必要があります。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
48	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成しているものの、自治体のホームページで公表していない例が見受けられる。作成したら公表するようなルールを作って欲しい。	行政が作成した条令や計画は広く周知され公表されるべきでは。個別に問い合わせをせずに済むので行政コストの削減が見込まれる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について（令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知）」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いしたところです。 また、本通知発出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	
49	令和5年9月22日	令和5年11月15日	夫名義で購入した不動産を夫婦財産として登記するために信託もどきの「共同形成財産登記」を創設する	資金拠出者が夫として不動産を購入すれば夫の単有名義で登記される。／夫婦共有名義にすれば夫から妻への贈与とみなされ贈与税が課されるからである。／夫が結婚前に蓄えた資金で不動産を購入したのであれば夫の単有で登記することも理にかなっているけれど、たいいていは住宅ローンを借り入れて長期にわたって返済するから、夫単有は夫婦共有財産という前提に合致しない。／離婚や相続といった清算の機会が発生するまで妻の持分が顕在化しないのは、生計を一にする「家族」の共同生活を不安定にするリスクになる。／この不平等を是正するため夫から妻への贈与を非課税にする政策は夫の意思に依存するし、非課税要件が共有財産の実体にそぐわない。	一場合もある。／たとえば、LGBTを含めた非婚カップルの財産形成で適用できるのか、相続税軽減と同等の非課税枠を用意できるのかという問題である。／また、共有の登記がされるまでは単有名義人が単独で処分可能であるため、実体としての共有状態が処分行為に反映されない問題もある。／したがって、夫婦が財産形成として不動産を購入した場合は取得当初から贈与税の対象にならない共有関係を認める方向で議論を進めるべきである。／そこで、信託登記の受託者が複数の場合は含有関係になる制度をまねて、一旦は夫名義で所有権移転登記をした後、夫婦を受託者兼受益者とする信託（もどき。以下同じ。）の「共同形成財産登記」を創設してはどうか？／この登記は夫の単有になっている不動産であっても夫婦の合意がなければ処分できないことを目的とし、離婚や相続が生じるか夫婦の合意によって売却するかすれば終了するシンプルな構成である。／この方法のメリットは、信託の内容をあらかじめ法定しておくことで信託目録の登記を不要にする点にある。／原因欄に「共同形成財産」と公示すれば、第三者は、受託者2人の合意を得なければ処分行為が出来ないと判断できる。／財産の共同形成は生計を一にする期間が基準であるため、登記年月日は重要ではない。／非婚カップルの相続が発生しても、その前段階として不動産の清算が必要であると公示できる。／登記義務者として本人確認と意思確認とを経ることで遺言による意思表示は不要。／夫婦共有財産の持分は2分の1が基本であり、受益者の持分も公示不要。／制度を単純化して手続コストを抑えれば、お値段1000円の変更登記で処理できるかな？	商業登記ゲ ン ロン	法務省	登記することのできる権利は、不動産登記法第3条に掲げるものに限られます。	不動産登記法第3条	対応不可	御提案の「共同形成財産登記」の対象とされている権利の内容が明らかではなく、対応は困難です。	
50	令和5年9月22日	令和5年10月18日	障害者活躍推進計画の増補（非正規職員への対応強化）	標記計画は国および自治体の行政機関における障害者雇用の法定雇用率水増しの反省の下に厚労省等が各行政機関に作成を義務づけたものであるが、内容が正規職員に偏った内容となっている。当座の法定雇用率を達成するためだけに年度限りの非正規雇用が各行政職場で顕著しているのが現状であり、そうした障害者本人は長期的なキャリアデザインを描けない。障害特性のため短時間勤務や責任を伴わない仕事しかできず非正規職員を選ばざるを得なかった障害者もいる。そういった職員に対する計画を盛り込んでほしい。	全国各地に出先窓口を設けている国の行政機関は、各窓口に一人以上障害者を非常勤で雇用することで全庁的な法定雇用率を達成している（例：法務局、税務署、自衛隊駐屯地・基地、国交省の国道等の管理事務所および出張所、ハローワーク、労働基準監督署、年金事務所）。そのため出先窓口で採用された障害者は内部職員による障害特性に応じた専門的支援を受けられない（支援スタッフが本省もしくは地方分支局等のブロック拠点のみに配置されているため）。また国の公務職場には長らく障害者就業・生活支援センターが介入できなかったことや、居住地と勤務地の二次医療圏が異なることなど複合的要因により外部からの専門的支援が受けられない（大都市圏以外の道府県の障害者施策は保健所の管轄域単位で厳格に運用されているため）。そして労働契約法等の無期雇用転換ルールが適用となる連続5年以上の雇用契約を回避するため、5年で雇い止めとなる省庁がほとんどだし（しかしそのような場合でも雇用保険の離職票には自己都合退職と記載されて交付される）。 作成指針には年一回以上の計画実施状況を公表しなくてはならない旨の記載があるが、一部の地方自治体ではそれを実施していないもしくは実雇用率のみを公表している状況。 （例）新潟市 https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/soshiki/saiyo/shokuin/jinji2020.html ほかに相模原市等も非公表。	個人	厚生労働省 内閣官房 総務省	国及び地方公共団体においては、法定雇用率の達成に留まらず、障害者活躍推進計画の作成を義務づけており、障害者の活躍の場の拡大に向け、合理的配慮の提供も含め、障害者の活躍を推進するための体制や職場環境の整備、人事管理など、各機関において自律的な取組が進められているところです。当該計画は、障害者活躍推進計画作成指針に基づき策定することとされていますが、当該指針においては、 ・外部の関係機関（地域の就労支援機関等）との連携体制を構築することが重要であること ・意欲・能力に応じた非常勤から常勤への転換の促進も重要であること について示しています。 この他、令和5年度より、障害者就業・生活支援センターにおいては、当該センターの支援を受けて国及び地方公共団体に就職した者に対し、無償で就職後も引き続き支援を行うことを可能としたところです。 厚生労働省は、引き続き、障害者活躍推進計画の作成に関し必要な助言を行って参ります。	障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の2、第7条の3	対応	制度の現状欄に記載のとおりです。	
51	令和5年9月22日	令和5年10月18日	経済制裁対象者が指定される時、国際連合国際連合の共通指定コード・番号を付記するよう運用を統一	外為法による経済制裁の対象者が指定される時、国際連合が経済制裁の対象者に指定している個人や団体については必ず国際連合の共通指定コード・番号を付記するように運用を統一してほしい	国際連合が指定した個人や団体は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインで求められている24時間以内の対応のため、迅速にスクリーニング・システムに情報を取り込んでいる。 そのため、国際連合が指定した直後にその情報を取り込み、その後政府が外為法で指定してからどの対象者の情報かを突き合わせて日本語情報を取り込むという運用にせざるをえないが、その突き合わせにあたって国際連合の共通指定コード・番号の記載があれば名寄せが簡便になり、突き合わせの事務負担が減少すると考えられる。 現在は財産凍結法による指定では「名簿記載者公告番号」を記載してくれているが、外為法による指定ではその記載がないため、政府として運用を統一してほしい。	個人	外務省 財務省 経済産業省 警察庁	国際連合安全保障理事会がテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者の追加を指定した場合、外務省告示で外為法上の措置の対象を公告していますが、現在のところ指摘のとおり国際連合の参照番号（Permanent reference number on Sanctions List）の記載はありません。	外国為替及び外国貿易法	検討を予定	国際連合安全保障理事会が指定するテロリスト・拡散金融に係る制裁対象者にかかる情報については、これまでも日本語情報を迅速に公告するよう鋭意改善を重ねてきております。金融機関等による迅速・確実なリスト更新が可能となるよう関係省庁で対応を検討していく所存です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
53	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した自治体は、それぞれの自治体のホームページでの公表を義務付ける	各自治体において鳥獣被害防止計画を策定しているが、ホームページで公表していない例が見受けられる。 自治体の立てた計画は広く周知されるべきものであり、ホームページでの公開を原則とする。 それぞれの自治体への問い合わせの手間が減り、また近隣や他県の計画を比べやすくなることにより、より有効な鳥獣被害防止対策が進むと考えられる。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について（令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知）」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いいたします。 また、本通知发出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	
54	令和5年9月22日	令和5年10月18日	車検証の住所変更	個人の車検証の住所変更に、現在住民票が必要となっているが、マイナンバーカードを取得していれば、そのデータを活用し、住民票の提出を不要とする。	車検証の変更を取り扱う運輸支局が、平日の16時までしか受付をしていないに関わらず、マイナンバーで事足りる内容をわざわざ手数料を必要とする住民票を取らなければいけない現在の状況は、コストの無駄ではない。	個人	国土交通省	自動車の登録手續については、自動車保有関係手續のワンストップサービス(OSS)を利用することでオンラインにて24時間365日申請が可能となっております。OSS申請において、令和4年以前は住民票コード取得のため、住民票を必要とする場合がございますが、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	住民基本台帳法	対応	OSS申請においては、令和5年1月よりマイナンバーカードに格納されている電子証明書に含まれる基本4情報を用いることで、住民票を取得することなく、申請者の住民票情報を取得できる機能の追加を行っております。	
55	令和5年9月22日	令和5年11月15日	登記情報提供サービスの照会番号制度の代わりに、収入印紙を貼付して登記事項証明書の添付を省略する	登記情報提供サービスの照会番号制度は、会社法人等番号等で省略できない登記事項証明書を添付する代わりに、登記情報提供サービスに手数料を支払って発行された照会番号を登記申請書の添付情報として提供するものである。／登記事項証明書の添付省略が政府方針となっていながら申請人以外の会社法人番号（R4規制改革84から93に変更）や他管轄の前登記証明書（R3行政改革184）の登記事項証明書を提出しなければならない、法務局が管理する情報を法務局に提出するコストが維持されている。／照会番号制度は登記事項証明書の手数料より大幅に安い登記情報提供サービスで代替させるインセンティブによって、法務局で発行された証明書→	一を法務局に提出させるという偽造変造リスクをなくした制度である。／具体的には、登記事項証明書が1通600円であるのに対し、登記情報提供サービスは332円となっている。／一見、国民目線な値下げであるけれども、第一に登記事項証明書の添付省略を認めればこんなサービスを利用する必要はないし、第二に登記情報提供サービスの332円のうち12円は民事法務協会の手数料収入であるから登記申請書に320円の収入印紙（または電子納付）で代替すればもっと安くなる。／行政手續で320円の手数料を支払えば証明書分の登記情報システム経費を負担したことになるから、民事法務協会に12円を払う必要がない。／この意味不明さは何なのか？／照会番号はインターネットを経由して参照される情報であり、法務局が管理する登記情報を民事法務協会を通じて提供される意味不明な構造である上に、内部ネットワークではなくインターネットを経由している時点でセキュリティリスクが発生している。／情報セキュリティより大事な制度なんですか？／また、登記情報提供サービスを国が直轄して運営することや制度開始当時に国会の付帯決議で事業者の複数化が指摘されたことについてはコストの問題を理由に対応不可であると回答したのだから、照会番号制度のようなコスト発生源を維持する理由は全く無く、簡素で効率的なシステム設計を目指し、国に直接手数料を支払うようにすべきではないか？／オンライン申請であれば自動処理によって業務がさらに効率化するだろうし、書面申請にしても会社法人等番号が提供された場合と変わらない。／税と手数料の一括納付は本支店一括申請でやってみましたよね。	商業登記ゲ ン ロン	法務省	電子情報処理組織を使用する方法により登記を申請する場合において、登記事項証明書を併せて提供しなければならないものとは、法務大臣の定めるところに従い、登記事項証明書の提供に代えて、登記官が電気通信回線による登記情報の提供に関する法律第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第2項に規定する指定法人から受けるために必要な情報を送信しなければならないとされています。	不動産登記令第11条	対応不可	登記事項証明書は資格証明としての機能を有するものであり、それに代わるものとして、照会番号制度があります。収入印紙の貼付だけでは、申請人が会社法人等の代表者の資格を有すると証明することが不可能であるため、対応は困難です。	
56	令和5年9月22日	令和5年10月18日	鳥獣被害防止計画の公表	鳥獣被害防止計画を作成した場合、それぞれの自治体のホームページで公表する	鳥獣被害防止計画を作成したが、自治体のホームページで公表していない場合がある。 公的な計画はだれでも見られるよう、公開すべき。 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項には、「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とあります。	個人	農林水産省	「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条第9項において「市町村は、被害防止計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」とされており、法律上、公表することは定められているものの、公表の手段については定められていません。	鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条第9項	対応	被害防止計画のホームページでの公表は、利便性の観点から意義があることから、農林水産省では、「市町村のホームページを活用した被害防止計画の公表について（令和5年8月4日付鳥獣対策・農村環境課長通知）」を发出し、地方農政局等を通して被害防止計画の各市町村のホームページへの掲載を検討いただくようお願いいたします。 また、本通知发出後、各市町村に向けて被害防止計画の公表状況調査を実施しており、調査結果の公表を検討していきます。 今後も、市町村における被害防止計画のホームページでの公表を推進して参ります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
57	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国庫補助金等の事務処理等マニュアルを国の行政機関全てに適用する共通(標準)マニュアルにしてほしい。	経済産業省における国庫補助金等の事務処理等マニュアル、是非とも国の行政機関全てにおいて共通に適用できる標準マニュアル化してほしいです。 https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html	国庫補助金等の事務処理において、どの程度の証拠書類等を作成し、申請書類に添付や保管・保存するかは国の行政機関共通のものが無く、標準的な書類作成の標準マニュアルがあれば、適正・適法に国庫補助金等の申請ができるようになり、何をどうするかに時間を割いていたことが幾分でも楽になります。 既に経済産業省において実施されていることを踏まえ、国の全ての行政機関、特に内閣府・総務省・国土交通省・厚生労働省・こども家庭庁は速やかに、国庫補助金等事務処理等マニュアルを整備してほしいと思っております。	個人	財務省 内閣府 総務省 国土交通省 厚生労働省 こども家庭庁	【財務省】 補助金等には、補助金等の交付申請手続きなどを規定する「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」を所管していますが、ご提案のあった「標準的なマニュアル」の作成については、補助金等の交付の対象となる事務・事業がきわめて多種多様にわたることから、各省各庁の長の判断に委ねています。 【内閣府・総務省・国土交通省・厚生労働省・こども家庭庁】 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)の第5条において、「補助金等の交付の申請(契約の申込を含む。以下同じ。)をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書に各省各庁の長が定める書類を添え、各省各庁の長に対しその定める時期までに提出しなければならない。」とされております。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律	現行制度下で対応可能	【内閣府】 内閣府では、申請書類に添付する書類等はそれぞれの補助金等の交付要綱で定められており、また、必要に応じQ&A等により補完しているため、マニュアル作成までは考えておりません。 【総務省】 ・申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについては、それぞれの補助金等ごと、必要に応じて事務処理要領等で補填しているところです。 ・このため、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【国土交通省】 申請書類に添付する書類等は、個々の補助事業の交付要綱に記載され、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれの補助金等ごとに必要に応じて要領等で補填しております。また、補助事業の内容は多岐にわたり、証拠書類等についても各補助金によって求めるものが異なることから個別の交付要綱や要領等で補填しているところであり、共通のマニュアル作成までは考えておりません。 【厚生労働省】 ・申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められており、交付要綱に記載がないものについてはそれぞれの補助金等ごとに必要に応じて事務処理要領等で補填しており、共通的なマニュアル作成までは考えておりません。 【こども家庭庁】 ・申請書類に添付する書類等は、それぞれの補助金等の交付要綱で定められていること ・交付要綱に記載がないものについては、それぞれの補助金等において必要に応じて取扱細則等で定めていること 以上のことから共通的なマニュアル作成までは考えておりません。	
58	令和5年10月20日	令和5年11月15日	独立行政法人・国立大学法人等における財務諸表等の官報掲載の廃止	独立行政法人通則法に基づき、独立行政法人及び国立大学法人には主務大臣承認後の財務諸表の官報への公告が義務づけられているが、「広く一般の人に知らせる」という「公告」の趣旨を踏まえれば、法人のWebページへの掲載でも十分であることから、効果的・効率的な予算執行という観点からも官報公告規定を廃止し、これより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務費に当て国民に還元されるように改善すべきと考える。	独立行政法人通則法(以下、「通則法」)第38条に基づき(国立大学法人については国立大学法人法第35条に基づく準用により)、主務大臣承認後の財務諸表の官報への公告が義務づけられている。しかし、インターネット普及率が8割を超える昨今にあって、「広く一般の人に知らせる」という「公告」の趣旨を踏まえれば、例えば通則法第28条を始めとした「遅滞なく公表しなければならない」といった規定に基づく法人のWebページへの掲載でも十分であり、官報公告を義務づける意義が見いだせない。官報掲載費用が一人当たり100万円と仮定すると、令和5年4月現在で独立行政法人87法人、国立大学法人86大学で単年度当たり少なくとも1億7,300万円が官報公告に費やされていることになる。法人の運営には国の予算が投入されていることから、官報取次所の既得権益があるにせよ、効率的・効果的な予算執行の観点からも、上記の規定を廃止し、これより生じる経費や人的コストを法人が本来目的とする業務費に当て国民に還元されるように改善すべきと考える。上記に限らず、官報公告が義務づけられているもので、「遅滞なく公表」に変更可能なものがある場合は、前述の金額よりも更に大きい削減効果・経済効果が期待できる。見直しが困難な場合は、官報公告と「遅滞なく公表」の意義の違いについてご教示願いたい。	個人	総務省 文部科学省	【独立行政法人の財務諸表について】 独立行政法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、官報に掲載することとしています。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、独立行政法人通則法の規定の準用により、官報に掲載することとしています。	【独立行政法人の財務諸表について】 独立行政法人通則法第38条第3項 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人法第35条	【独立行政法人の財務諸表について】 対応不可 【国立大学法人の財務諸表について】 対応不可	【独立行政法人の財務諸表について】 官報は、一般に、「国の法令や公示事項を掲載し国民に周知させるための国の公報として重要な役割を果たしてきている」(「官報電子化の基本的考え方」(令和5年10月25日官報電子化検討会議))ものであり、「官報に備わっている周知可能性や信頼性等に鑑み、法規たる性質を有しない事項について公にする手段としての役割も有している」(同)とされています。また、官報の掲載事項として、「公告」については、「各省庁の公告」「裁判所の公告」「特殊法人等の公告」「地方公共団体の公告」「会社その他の公告」(「官報の編集について」(昭和48年事務次官等会議申合せ、令和3年8月・27日変更))が列挙されており、一般に、公的機関における公告は、官報掲載という方法が想定されていると承知しています。 独立行政法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。以下同じ。)については、公的機関において公的資金がどのように使われているかを示すものであり、幅広く国民に透明性を担保して周知することが特に必要であることから、他の法令制度による官報掲載事項と同様に、こうした官報の国の公報としての役割、周知可能性・信頼性等を理由として、官報掲載事項としています。 したがって、独立行政法人の財務諸表については、引き続き官報掲載とすることが適当です。なお、独立行政法人の財務諸表に限らず、周知方法としての官報掲載に関する法令の定めについて政府全体で見直しが行われる場合には、適切に対応してまいります。 【国立大学法人の財務諸表について】 国立大学法人が作成する財務諸表(附属明細書等を除く。)については、独立行政法人通則法の規定を準用しているため、独立行政法人の対応に準じて適切に対応してまいります。	
59	令和5年10月20日	令和5年11月15日	育児時間の取得可能な時期について	現在、育児時間は小学校就学の始期に達するまでの子を養育しようとする職員が育児短時間勤務を行うことができるとされているが、小学校卒業までに延長することが理想である。	「小1の壁」はご存知ですか？ 私は今、霞ヶ関で一般職として働く母です。 現在育児時間を取得して、仕事、保育園の送迎、家事、育児を毎日こなしています。 しかし、先のことを考えると不安ばかりです。その1番の理由は子が小学校卒業すると育児時間が取れないことです。 共働き、各世帯、通勤時間に1時間以上かかる私は18時15分に退社しても家に着くのは20時頃。そこから夜ご飯の支度を始めるとなると、21時前になります。 低学年の子のみでの夜間の留守番は、危険なことが多いです。また昨今の物価上昇などもあり、保護者の帰宅時間まで塾を習わせるなどの対策は金銭的な負担が大きく、不安要素のひとつでもあります。 私は、総合的に考えて、小学校を入学を機に、仕事は辞めることを考えております。 どうか、子供が小学校を入学したあとと女性が仕事を続けられる制度の見直しをお願いします。	個人	人事院	常勤の一般職国家公務員の育児時間は、小学校就学前の子を養育するため、1日につき2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる制度です。 この制度は、子が乳幼児である時期は、仕事と育児の両立が難しい時期であることを考慮し、一定の年齢に達していない子を養育する職員が請求した場合において、一日の勤務時間の一部を勤務しないことを認め、仕事と育児の両立、調和を容易にする趣旨で設けられています。 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員を制度の対象としているのは、民間に適用される育児休業、介護休業等育児又は介護を行う労働者の福祉に関する法律において、3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者について、育児休業に関する制度、所定外労働の制限、所定労働時間の短縮又は始業時刻変更等の措置の講ずるよう務めなければならないとされていることを念頭において設定したものです。	国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)	その他	制度の現状欄に記載のとおりです。	
61	令和5年10月20日	令和5年11月15日	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員宿舎に光回線を導入する。	国家公務員のブラックな職場環境がニュースでよく報道されていますが、ほとんどの国家公務員宿舎に光回線が導入されていないとネットで知って驚いています。 政府は、積極的にテレワークを積極的に推進しているはずなのに、自分たちが管理している宿舎のネット環境をアナログなまま放置していて、しかも入居している国家公務員の方が光回線工事を申請しても宿舎を管理している財務省などの役所が認めてくれないと書かれています。光回線工事をして光回線を宿舎に引くことは、宿舎の価値を高めることを自主的にやってくれるラッキーなものになぜ認めないのでしょうか。 こんな職場環境では、優秀な若い人が民間に流れるのは、当然だと思います。今では、当たり前の光回線ぐらい財務省は速やかに導入してやってください。あまりにも酷いと思います。	個人	財務省	国家公務員宿舎法第16条第2項において、「被貸与者は、その貸与を受けた宿舎の全部若しくは一部を第三者に貸し付け、若しくは居住の用以外の用に供し、又は当該宿舎につきその維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替その他の工事を行ってはならない。」と規定されています。	国家公務員宿舎法第16条第2項	現行制度下で対応可能	国家公務員宿舎における模様替等の工事については、国家公務員宿舎法第16条第22項において、維持管理機関の承認を受けないで改造、模様替等その他の工事を行うことを禁止しています。これは、国家公務員宿舎の適切な維持管理の観点から、入居者がみだりに宿舎の原状を変更することを防止するために承認事項となっているものです。 一方で、光ケーブルを利用したインターネットサービスの提供を受けることは、一部の入居者に限定される特殊な模様替等ではないほか、原状回復も容易であり、合同宿舎の維持管理に支障を及ぼすものではないため、自治会等からの申請があれば承認を行っているところです。また、令和元年の財政制度審議会答申を踏まえ、合同宿舎の老朽化への対応として内装等の改修と合わせインターネットの利用に対応できる設備改修を必要に応じて実施しています。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
63	令和5年10月20日	令和5年11月15日	e-Gov法令検索における 改正履歴機能の実装	e-Gov法令検索において、現行法令の 溶け込みだけでなく 現在は未施行の改正について施行日 別に閲覧することが可能であるが、施 行以降は溶け込んだ条文データしか参 照できない。これを、施行後も施行前と 同様に過去の各施行日ごとに版を分け てプルダウンで選択可能としていた きたい。	現在、日本法令索引では過去の法令の改正日は知ることができるが、具体的 にどのような改正が行われたのかについては官報を参照することが必要な上、 改め文方式による改正を行っている法令がどのように改められたのかを当該 改め文から知ることは極めて困難である。 他方、規制に服する企業等においては法令がいつ改正されたのかを知ること は規制がいつから有効となり、自己の行為が規制の対象となるのか否かを知 る上で非常に重要であることを踏まえると、法令の改正履歴を辿ることを容易 にすることにより、規制に伴うコストを一般に低減することが可能と考えられる。 また、特に法律については、いつの改正により条文に変更が加わったかを容 易に知ることができるようにすれば、国会議事録の閲覧や情報公開請求等を 通じた当該法の改正経緯の研究深化に資することも期待できる。	個人	デジタル庁	e-Gov法令検索では法律・政令・府省令・規則の法令データを提供しており、改正等法令が公 布されるたびに溶け込んだ条文を更新しております。	なし	検討に着手	e-Gov法令検索は利用者にとって利便性の高い法令データを提供する取組を続けており、今 回御提案いただいた内容については今後の改修における対応を検討しているところです。	